

小矢部市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
小矢部市

はじめに

近年、少子高齢化による家族形態の変化、地域コミュニティ意識の希薄化、共働き世帯の増加を背景とした仕事と子育ての両立への不安や負担感の高まり、また児童虐待の顕在化や、経済的に困難な状況にある世帯のこどもたちへの貧困の連鎖の影響など、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は、ますます複雑化、多様化しております。子育てに不安や孤立感を感じる家族が少なくないなか、安心して子育てができる社会、またこどもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現が求められています。



本市におきましては、「第2期小矢部市子ども子育て支援事業計画」ならびに「小矢部市子どもの未来応援計画」を策定し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり、また全てのこどもが夢と希望を持って、生き生きと心豊かに成長していける社会を目指して施策を進めてきたところです。

こうしたなか、国では、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月のこども家庭庁発足と同時にこども基本法が施行され、同年12月には、こども基本法に基づき「こどもまんなか社会」を掲げた「こども大綱」が策定されました。

本市におきましても、「すべてのこどもが自分らしく健やかに暮らし、それぞれの幸福な未来を生きることができるまちづくり」を進めるため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「小矢部市こども計画」を策定しました。本計画により、これまでの取組をさらに発展させ、子育てを支える環境の充実や、子育て当事者への支援、また様々な困難を抱えたこどもと家庭への支援に、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、計画を策定するにあたり終始熱心なご協議とご提言を頂きました小矢部市こども施策審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見を賜りました関係機関・団体、市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

小矢部市長 桜井森夫

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間	5
第2章 小矢部市の現状	6
1 統計データにみる現状.....	6
2 アンケート調査結果にみる現状	14
3 今後の課題.....	35
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念.....	38
2 基本目標	38
3 施策体系	39
第4章 施策の展開	40
基本目標Ⅰ 子育てを支える環境の充実.....	40
(1)こどもの権利に関する広報・啓発【新】	40
(2)子育て相談・情報提供の強化	40
(3)地域における子育て支援サービスの充実	41
(4)幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上.....	41
(5)こどもの安心・安全な居場所づくりの推進	42
基本目標Ⅱ 子育て当事者への支援.....	45
(1)妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない支援.....	45
(2)子育てや教育に関する経済的な負担の軽減.....	46
(3)ひとり親家庭への支援.....	47
(4)共働き・共育での推進	48
基本目標Ⅲ 様々な困難を抱えたこどもと家庭への支援.....	49
(1)児童虐待防止対策の推進.....	49
(2)こどもの貧困対策の推進.....	50
(3)障害のあるこども等への支援	51
(4)困難を抱えたこどもと家庭への支援【新】	52

第5章 量の見込みと確保方策	54
1 教育・保育提供区域	54
2 推計の手順	54
3 こどもの人口の見通し	55
4 幼児教育・保育の見込量及び確保方策	56
5 地域子ども・子育て支援事業等の見込量及び確保方策	59
6 放課後児童対策の推進	73
第6章 計画の推進	77
1 推進体制	77
2 進捗管理・評価方法	77
資料編	78
1 小矢部市こども施策審議会	78
2 小矢部市こども施策審議会委員名簿	80
3 策定経過	81
4 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)について	82
5 用語解説	83

【「こども」と「子ども」等の表記について】

本計画ではこども基本法に倣い、原則として「こども」の表記は「子ども」ではなく「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令等に根拠がある語を用いる場合や、既存の事業名などの固有名詞である場合は、「子ども」や「子供」の表記を用いています。

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨・背景

(1)国の動向と計画の背景

近年わが国は、人口減少・少子高齢化の進行や、核家族・共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等を背景として、こどもや子育て世帯への社会的な支援が求められる状況にあります。そのため、国は、こどもが健やかに生まれ育成できる環境の整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法」(平成17年度施行)、認定こども園、保育所、幼稚園や地域子ども・子育て支援事業の充実のための「子ども・子育て支援法」(平成27年度施行)などの法律を整備し、こどもと子育て世帯を社会として支援するための多様な政策に取り組んできました。

一方、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は年々深刻さを増してきています。そうしたことから、こども施策を社会全体で統合的かつ強力に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しており、新たに「こども」について、年齢ではなく、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。また、令和5年12月に策定された「こども大綱」において、それまで別々に策定されていた「少子化社会対策大綱」及び「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が統合され、こども施策に関する基本方針や重要事項等が一元化されました。

法・制度の主な動向

①「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の策定(令和3年12月21日閣議決定)

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、国の児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。基本指針には「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会(こどもまんなか社会)」を目指すこと、その「新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置する」ことが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

②「児童福祉法」等の改正(令和4年6月8日成立)

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

③「こども基本法」の制定（令和4年6月15日成立）

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとされています。

④「成育医療等基本方針^{※1}」の改定（令和5年3月22日成立）

平成30年に成立した成育基本法^{※2}に基づく成育医療等基本方針（令和3年2月閣議決定）について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

⑤「こども大綱」の策定（令和5年12月22日閣議決定）

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

⑥「こども未来戦略」の策定（令和5年12月22日閣議決定）

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

⑦「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定（令和5年12月22日閣議決定）

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

⑧「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の策定（令和5年12月22日閣議決定）

こどもの成長に応じた環境の変化が、育ちの「切れ目」にならないように、すべてのこどもの「はじめの100か月」を社会全体で支援・応援するため、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

⑨「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正（令和6年6月19日成立）

「こども大綱」に基づき、令和6年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべき子どもの貧困が具体的に示されました。

(2)これまでの計画と本市の方針

本市では、「次世代育成支援対策推進法」の施行にあわせ、平成17年度からの「小矢部市次世代育成支援行動計画」、平成22年度からの「小矢部市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定しました。また、平成27年度に「子ども・子育て支援法」の施行にあわせ「次世代育成支援行動計画」と一体化した「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

また、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年度施行)のもとで、平成30年度に「小矢部市子どもの未来応援計画」を策定し、こどもの貧困への支援をはじめとしてすべてのこどもたちの将来を応援する施策を推進してきました。

このたび、第2期計画及び「小矢部市子どもの未来応援計画」が令和6年度末で終了するため、令和7年度を初年度とする新たな計画を策定し、現在のこどもや子育て世帯の課題に対応していく必要があります。

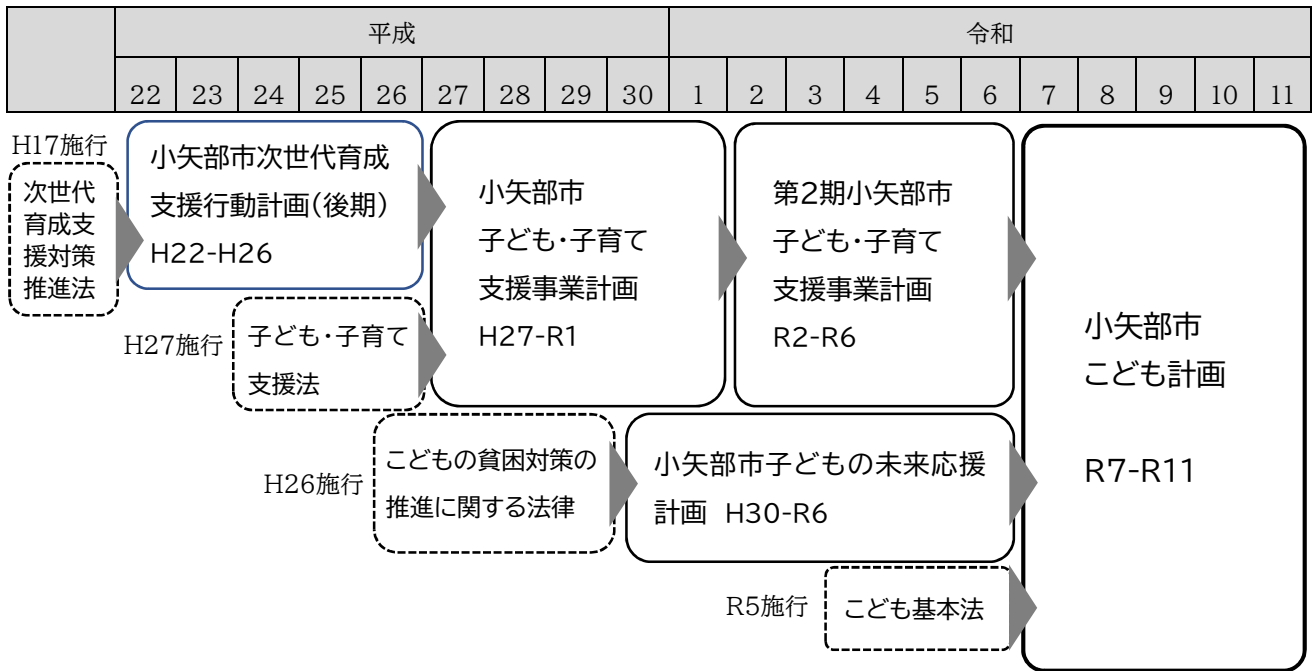
このことから、本市においても、こどもや子育て世帯が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指し、国の考え方を踏まえ、「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」及び「小矢部市次世代育成支援行動計画」、「小矢部市子どもの未来応援計画」を統合し、新たに「小矢部市こども計画」を策定することとします。

「こども」の定義について

これまでの児童福祉法や子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳未満の未成年を指していましたが、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

小矢部市こども計画までの流れ

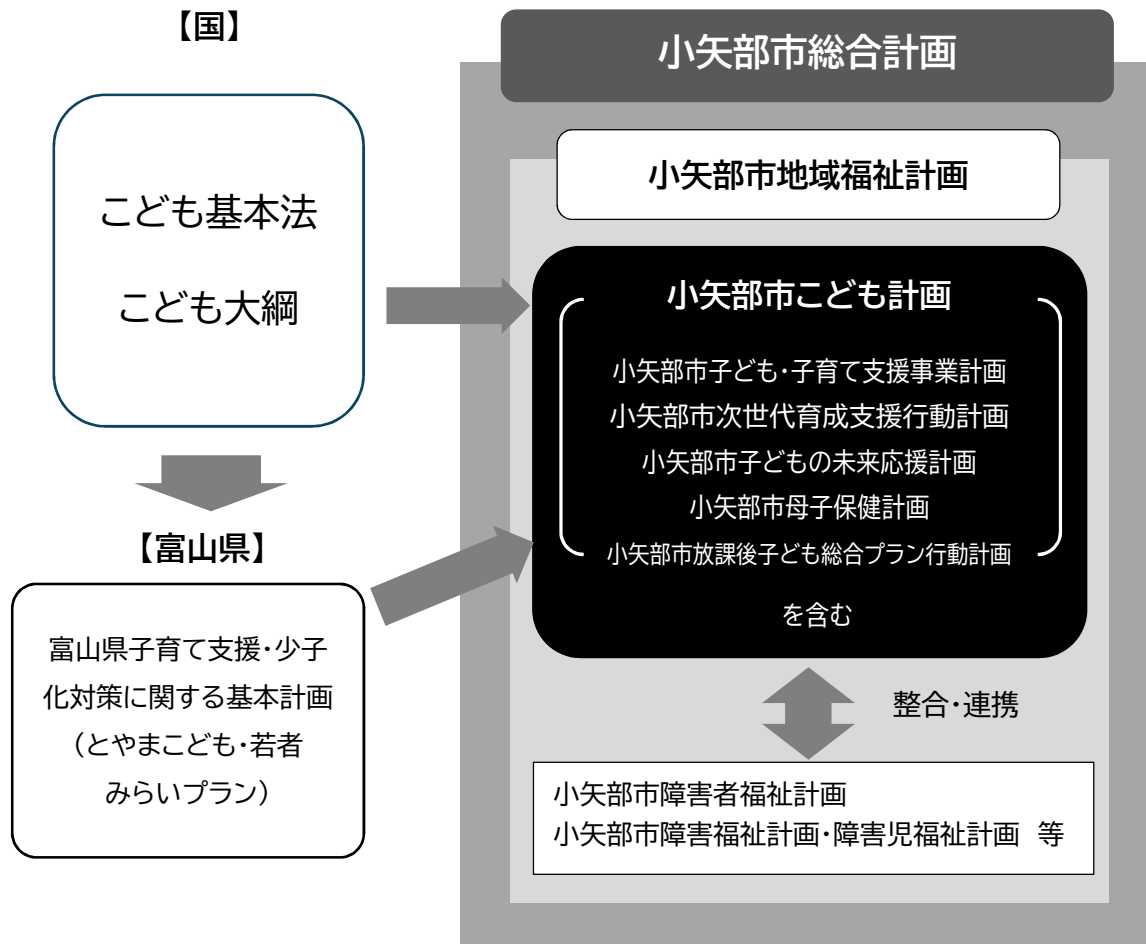


2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第5項に基づく市町村こども計画と位置づけ、国の「こども大綱」、及び県の「こども計画」の趣旨を踏まえて策定します。また、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」に基づく母子保健計画や「こどもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「小矢部市子どもの未来応援計画」を包含して策定するものとします。加えて、本市における放課後児童クラブ及び放課後子供教室（地域おやべっ子教室）の確保等について定めた「小矢部市放課後子ども総合プラン行動計画」を一体化して策定します。

本市の他計画との関連としては、「小矢部市総合計画」、「小矢部市地域福祉計画」を上位計画とし、「小矢部市障害者福祉計画」をはじめとした福祉や保健等の関連計画における施策との整合・連携を図りながら推進するものとします。

本計画のイメージ



本計画に関連する法令など

小矢部市こども計画	こども基本法 こども大綱
小矢部市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
小矢部市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
小矢部市子どもの未来応援計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
小矢部市母子保健計画	成育基本法※

※ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、利用量の大きな変動や情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 小矢部市の現状

1 統計データにみる現状

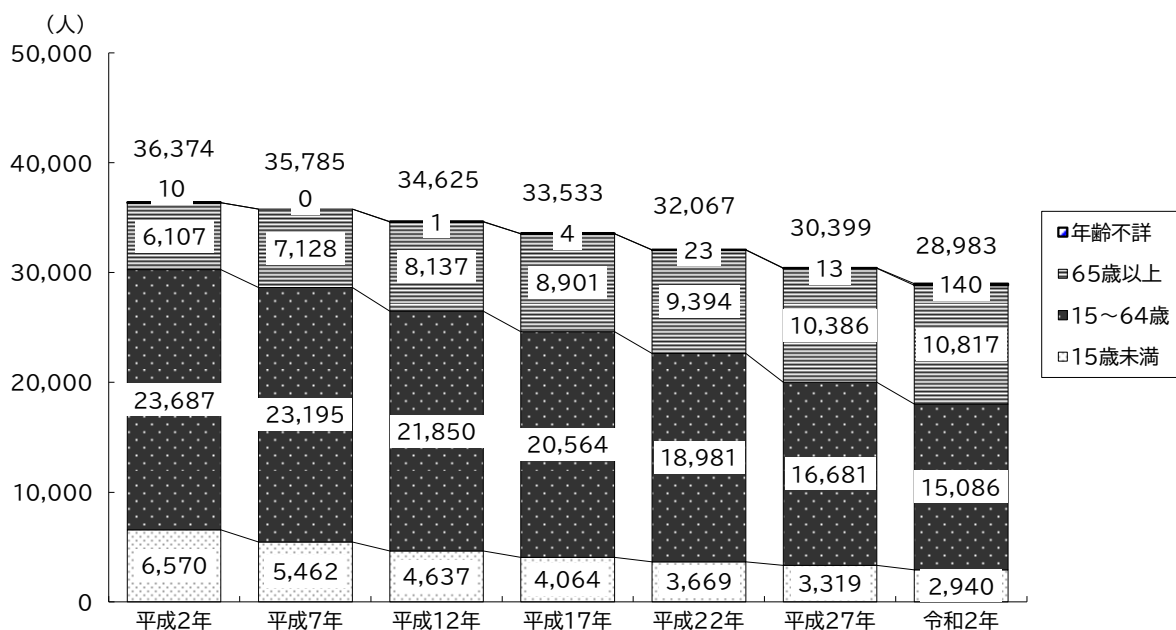
(1)人口・世帯

①総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、令和2年に 28,983 人となっており、長期的な減少傾向にあります。

年齢3区分別で見ると、令和2年に15歳未満の年少人口は 2,940 人、年少人口比率は 10.1% となっています。一方、令和2年に 65 歳以上人口は 10,817 人、高齢化率は 37.3% となっており、少子高齢化が進行しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

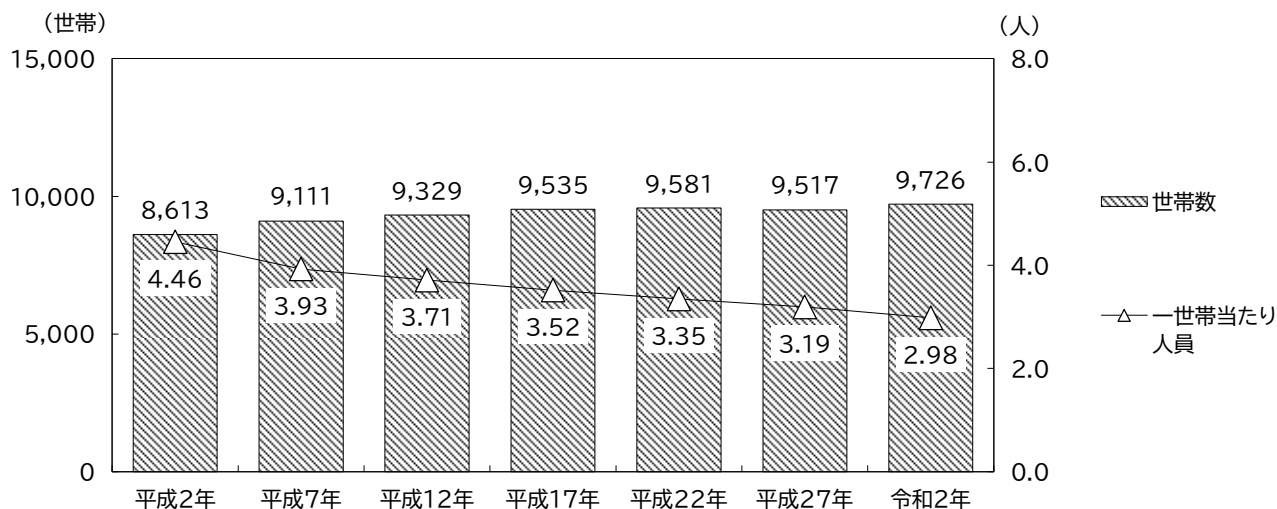


出典：国勢調査(各年 10 月1日)

②世帯数等

本市の世帯数は、令和2年に9,726世帯となっており、平成27年を除き、一貫して増加傾向となっています。一世帯当たり人員は減少傾向が続いており、世帯の細分化の進行がみられます。

世帯数等の推移



出典：国勢調査(各年10月1日)

③就学前及び小学生(0～11歳)人口

本市の0～11歳人口は、令和6年に就学前児童962人、小学生児童1,143人となっており、就学前児童数・小学生児童数ともに減少傾向にあります。

就学前及び小学生(0～11歳)人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	149	157	141	159	140
1歳	189	156	164	149	157
2歳	167	194	155	162	154
3歳	175	170	194	158	157
4歳	211	177	172	193	162
5歳	190	212	174	174	192
就学前児童数 計	1,081	1,066	1,000	995	962
6歳	201	193	207	173	170
7歳	208	201	195	206	174
8歳	211	207	196	196	206
9歳	205	213	205	197	194
10歳	205	208	212	204	194
11歳	191	205	206	215	205
小学生児童数 計	1,221	1,227	1,221	1,191	1,143
合計	2,302	2,293	2,221	2,186	2,105

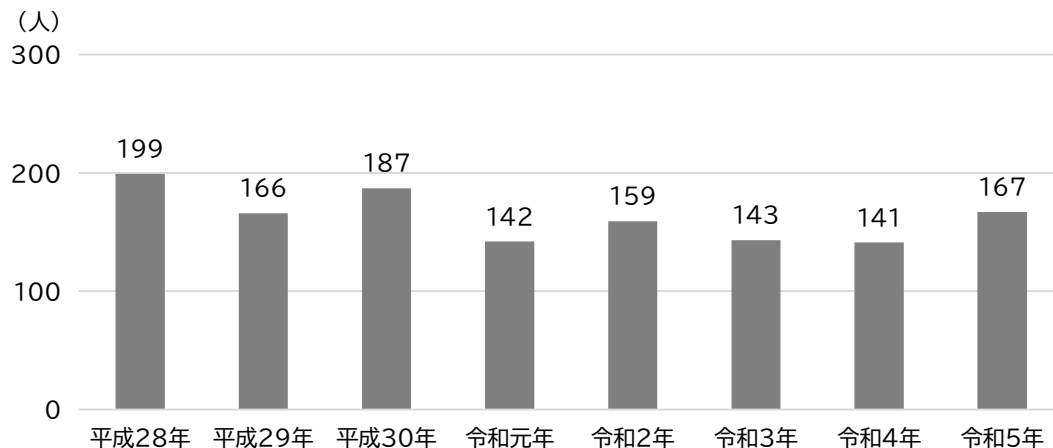
出典：住民基本台帳人口(各年4月1日)

(2)出生数

①出生数

年によって増減はあるものの、本市の出生数は、200 人未満で推移しています。

出生数の推移

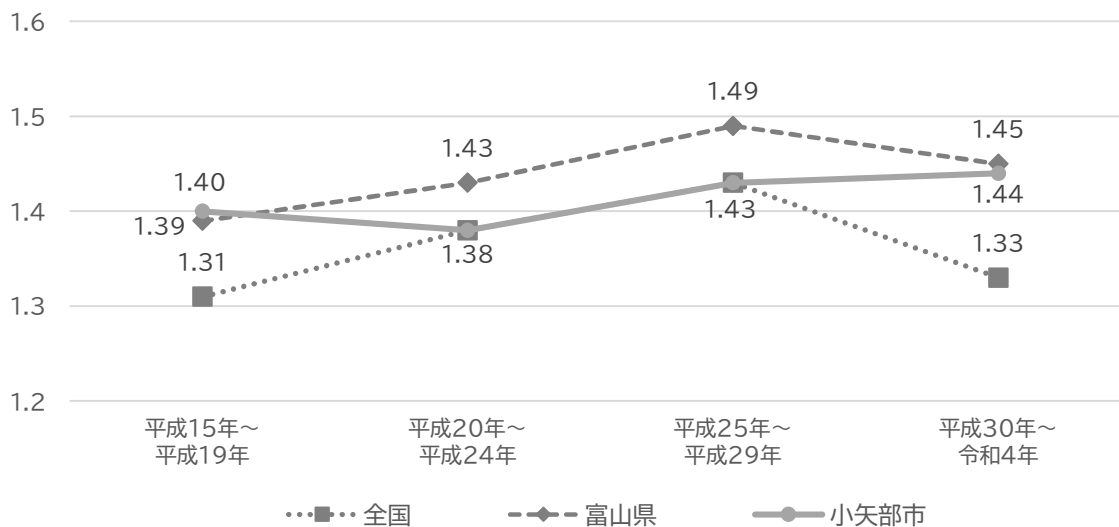


出典:住民基本台帳(各年 12 月 31 日)

②合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したものです。人口を維持するためには、2以上が必要と考えられています。本市の合計特殊出生率(ベイス推定値※)は、平成30年～令和4年の直近の値は 1.44 となっており、平成15年～平成19年以降で最も高くなっています。また、平成15年～平成19年は全国・富山県を上回っていましたが、平成20年～平成24年、平成25年～平成29年は全国と同等、平成30年～令和4年に富山県に近い水準へ増加しています。

合計特殊出生率の推移



出典:人口動態統計、人口動態統計特殊報告

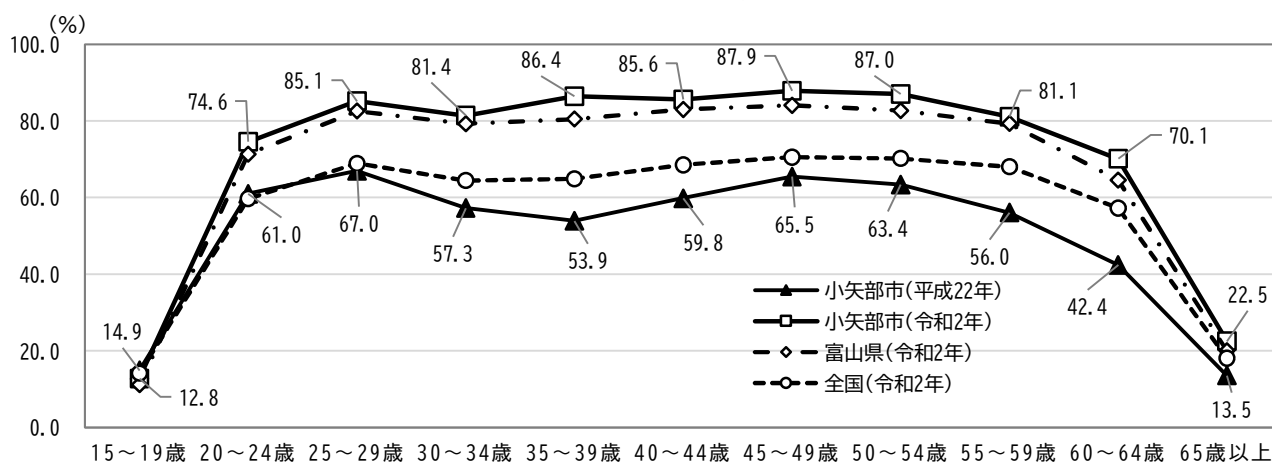
※ 出生数など標本数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させ、地域間比較、経年比較ができるように算出したもの。

(3)就業状況

①女性の就業率

本市の女性の就業率を平成22年と令和2年で比較すると、20歳以上において全体的に大きく増加しています。30～40歳代で就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」は平成22年よりも少なくなっています。また、令和2年は、すべての年代で、全国・富山県よりも就業率は高くなっています。

女性の就業率の推移

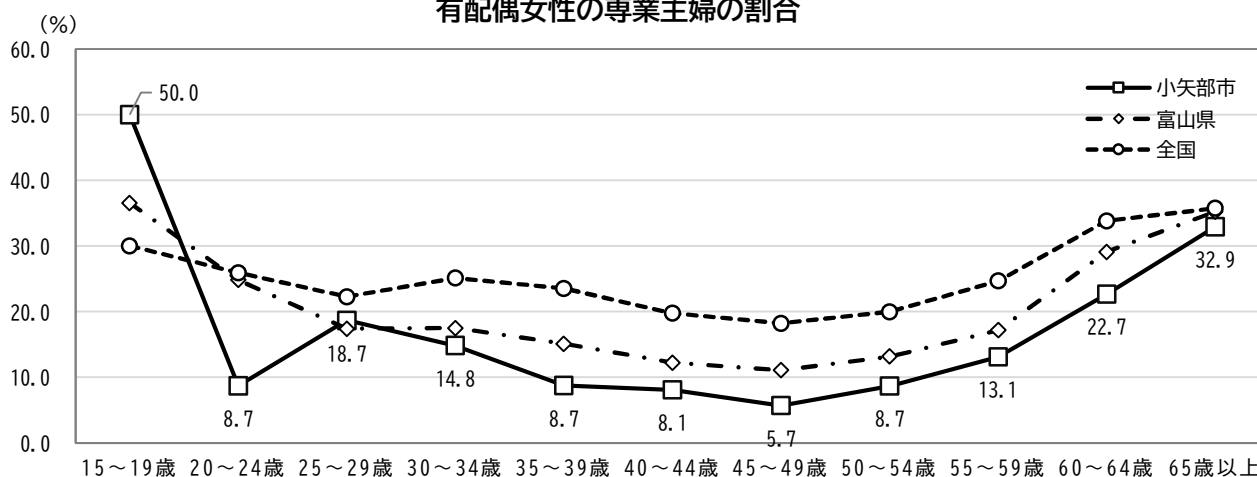


出典:国勢調査

②有配偶女性※の専業主婦の割合

本市の15歳以上の有配偶女性における専業主婦の割合は、15～19歳、25～29歳を除き、全国・富山県と比べて低くなっています。

有配偶女性の専業主婦の割合



※有配偶女性:結婚しており、その婚姻が解消していない女性

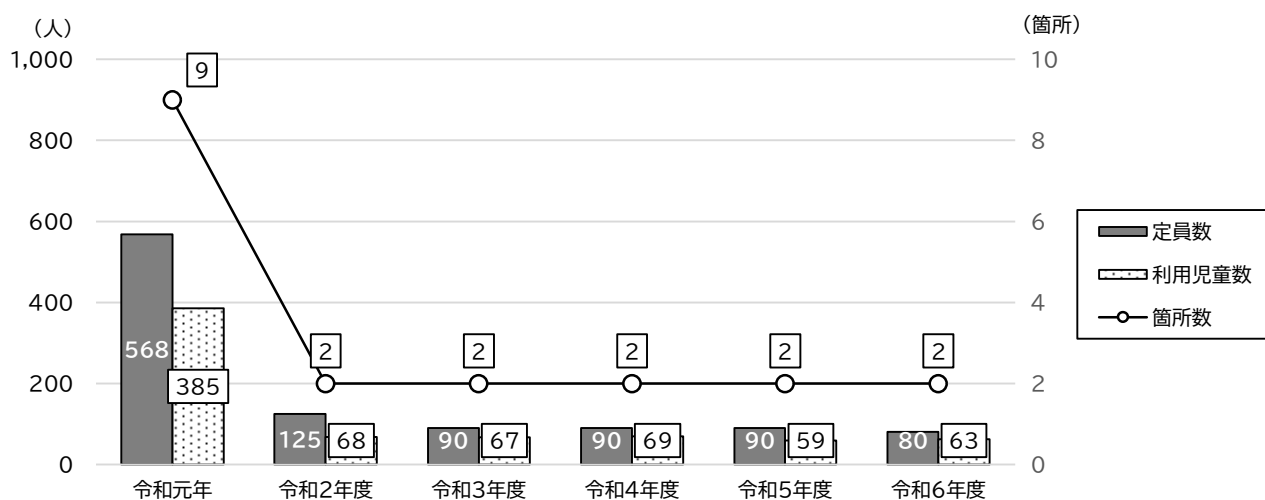
出典:国勢調査(令和2年)

(4)子育てサービスの状況

①保育所の状況

本市の保育所は、令和2年度に認定こども園への移行が進み、2園まで減少しています。それ以降、利用児童数は横ばいに推移しており、令和6年度には63人となっています。

保育所の状況

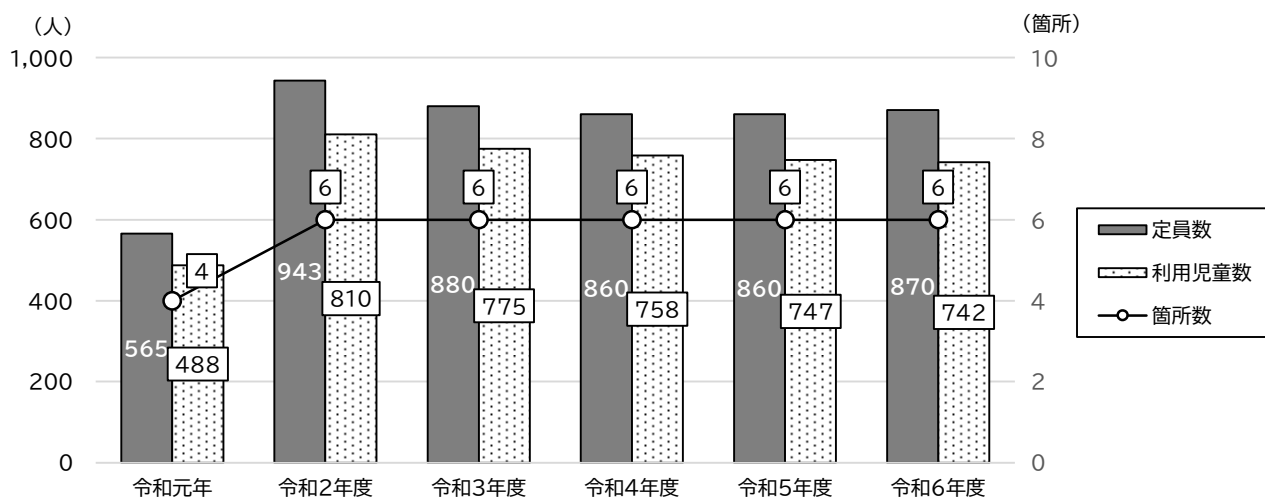


出典：小矢部市(各年度 4 月 1 日)

②認定こども園の状況

本市の認定こども園は、令和2年度の保育所からの移行により、定員数・利用児童数が増加しています。それ以降、利用児童数は減少傾向にあり、令和6年度には742人となっています。

認定こども園の状況

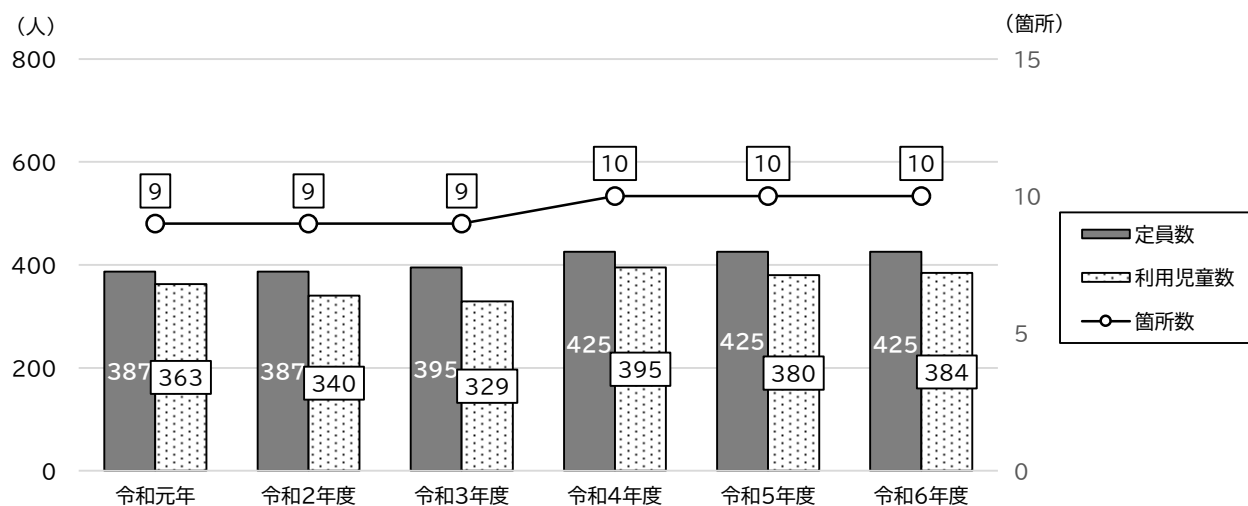


出典：小矢部市(各年度 4 月 1 日)

③放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、令和4年度に利用希望者が増加したため、公立1施設を増設し、対応しました。その後、令和5年3月に民間1施設が開設したことに伴い、公立施設を閉所し、以後施設数は10箇所を維持しています。利用児童数の推移は、令和4年度に増加が見られますが、それ以降は横ばいに推移しており、令和6年度は384人となっています。

放課後児童クラブの状況



出典：小矢部市(各年度4月1日)

(5)その他の状況

①児童扶養手当の支給状況

児童扶養手当の資格世帯数はおおむね減少傾向にあり、令和5年度には114世帯となっています。またそのうちの支給世帯数も減少傾向にあり、支給率は70%台で推移しています。

児童扶養手当の支給状況

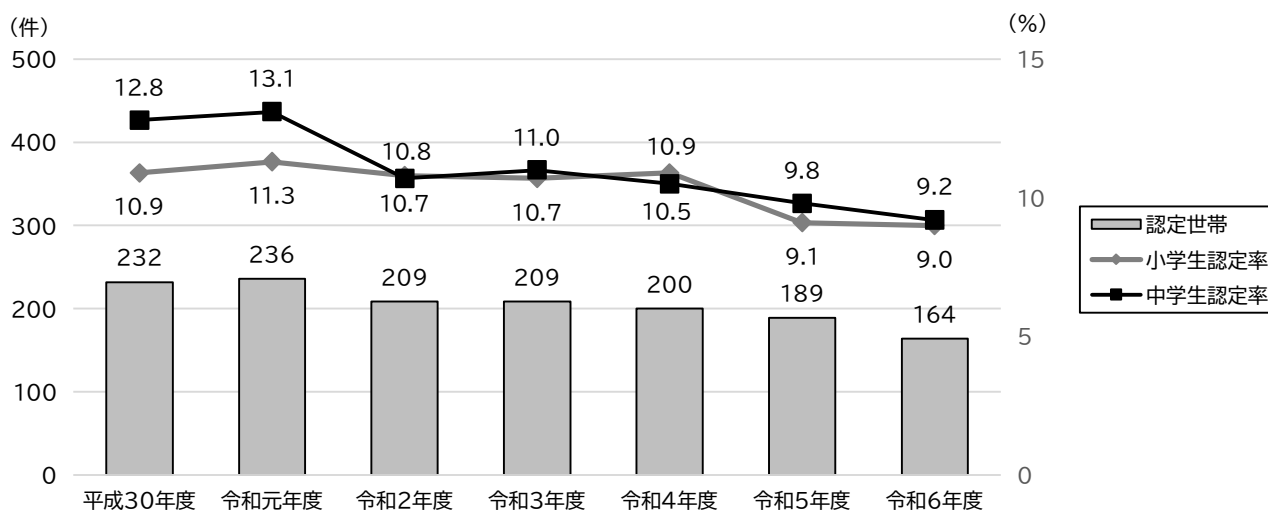
単位:世帯	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資格世帯数	141	134	137	118	119	114
支給世帯数	106	97	99	91	87	84
全部支給	38	42	36	33	39	42
一部支給	68	55	63	58	48	42
支給率	72.4%	72.8%	72.3%	77.3%	72.5%	74.3%

出典:小矢部市

②就学援助費の認定状況

就学援助の認定世帯数は、令和元年度をピークとして減少傾向にあり、令和6年度には164世帯となっています。小・中学生の認定率は、それぞれおおむね減少傾向にあります。

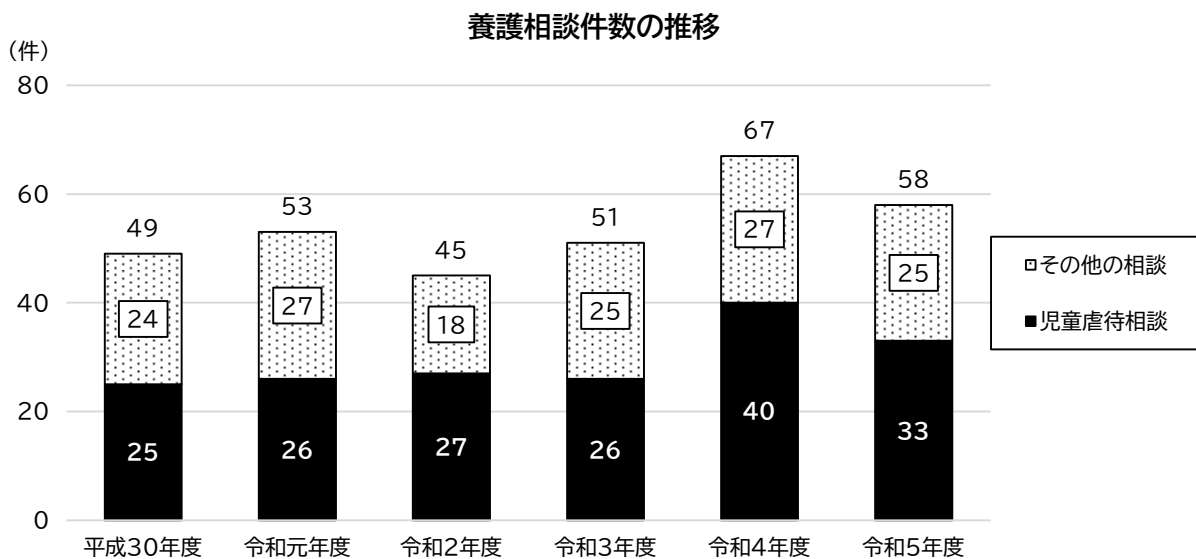
就学援助費の認定状況



出典:小矢部市

③児童相談の状況(小矢部市家庭児童相談室受付)

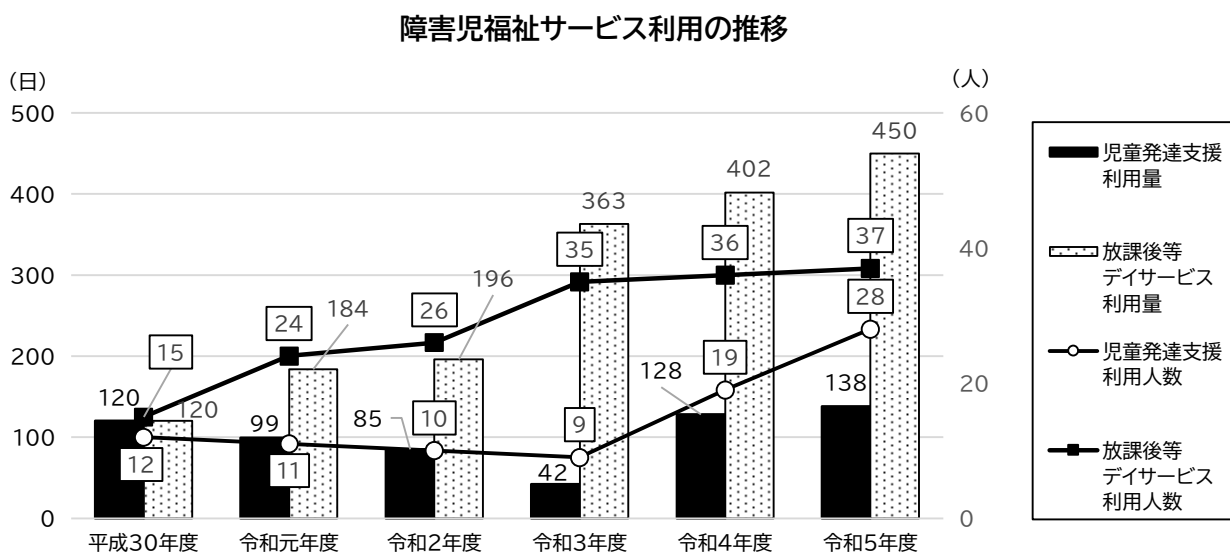
児童相談は、令和3年度までは児童虐待相談・その他の相談ともにおおむね横ばいに推移しており、養護相談件数としては50件前後で推移しています。しかし令和4年度に児童虐待相談件数が増加しており、40件となっています。



出典:小矢部市

④障害児福祉サービス利用状況

障害児福祉サービスは、特に放課後等デイサービスの利用が伸びており、令和5年度には延べ450日の利用となっています。また、児童発達支援も利用人数が増加傾向にあり、令和5年度には28人の利用となっています。



出典:小矢部市

2 アンケート調査結果にみる現状

本計画の策定にあたり、本市のこどもや子育て世帯の生活実態や意識、ニーズ等の把握を目的にアンケート調査を実施しました。また、自由記載欄を設け、子育て世代の意見やこどもの意見を聴取しました。

本節では、この結果から、こども・子育て環境に係る内容をまとめ、掲載しています。

◆ ニーズ調査の概要

・令和6年2月8日～2月29日実施

「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(こどもの貧困調査含む)」①～⑥

・令和6年7月10日～7月31日実施

「小矢部市若者の意識と生活に関する調査」⑦

調査対象者		配布数	有効回答数	有効回収率	調査形態
保護者調査	① 就学前児童保護者	1,125	886	78.8%	紙媒体 (調査票)
	② 小学1～4年生保護者	766	727	94.9%	
親子調査	③ 小学5年生保護者	203	198	97.5%	
	④ 小学5年生	203	198	97.5%	
	⑤ 中学2年生保護者	202	189	93.6%	
	⑥ 中学2年生	202	189	93.6%	
若者調査	⑦ 18～29歳の市民	1,000	159	15.9%	WEB

※「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(こどもの貧困調査含む)」に係る調査票では、「子ども」表記を使用しているため、本節ではアンケートに係る内容については「子ども」表記を使用しています。

◆ 支援者調査の概要

・令和6年7月10日～7月31日実施

「小矢部市こどもを取り巻く環境についての調査」

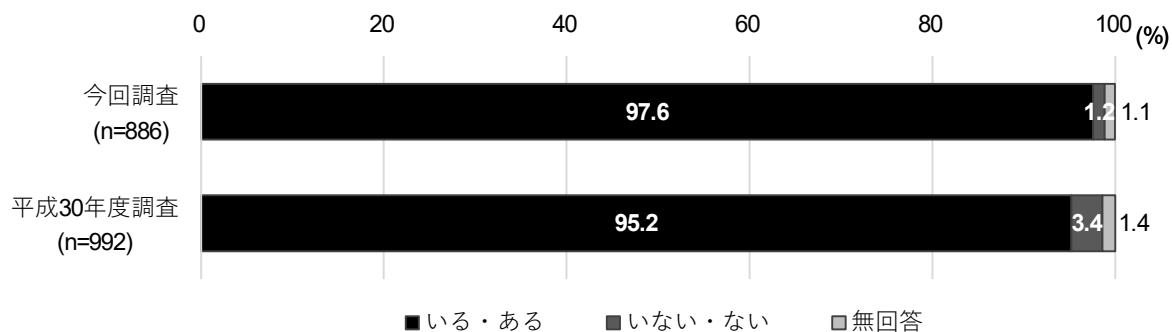
アンケート調査では把握のできない課題を把握するため、こどもや子育て世帯のための活動を市内で行っている支援者(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員)に対し、テーマに沿って自由に調査票に意見を記載する形式で、調査を実施しました。

(1)保護者調査

①相談相手の有無

就学前児童保護者 問 6

ほぼすべての回答者が、子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手が「いる・ある」と回答しています。前回調査と比較しても、大きな傾向の変化はみられません。

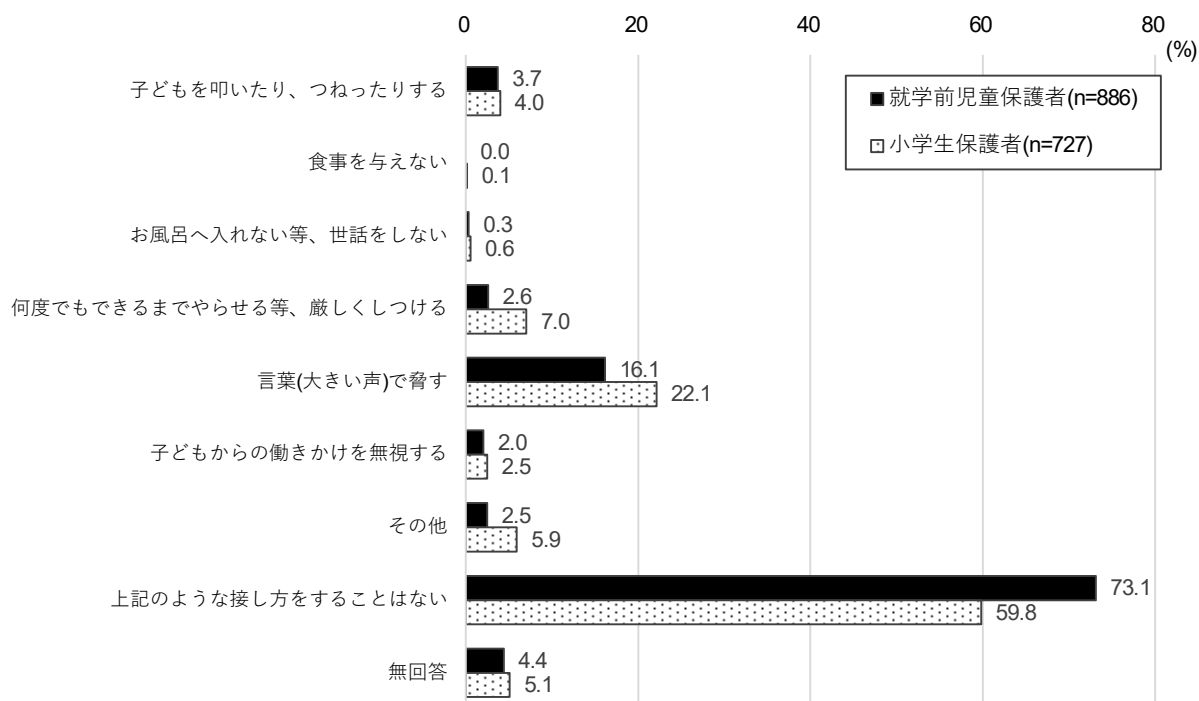


②虐待をした経験

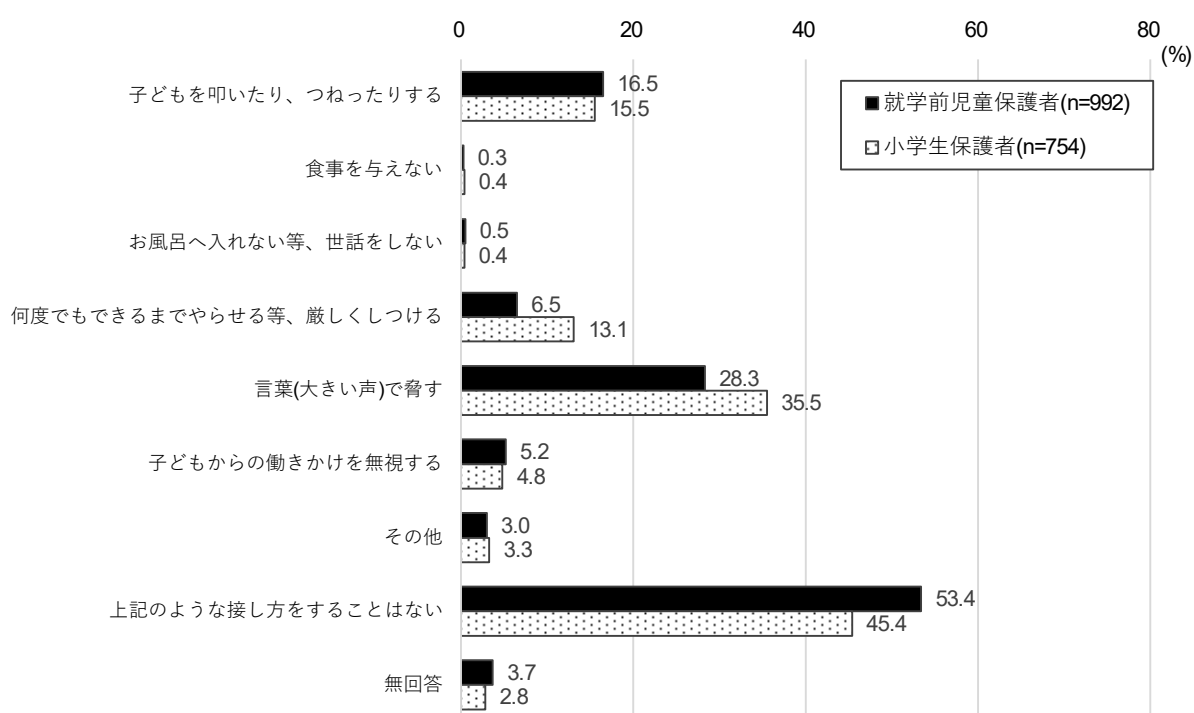
就学前児童保護者 問8 小学1～4年生保護者 問11

就学前児童保護者の約7割、小学生(1～4年生)保護者の約6割が、虐待にあたる行為をしたことがないと回答していますが、「言葉(大きい声)で脅す」と回答している人が就学前児童保護者・小学生保護者ともに約2割となっています。

前回調査(第2期計画策定時のアンケート調査)と比較すると、虐待が疑われる行為をする人の割合は全体的に減少しています。



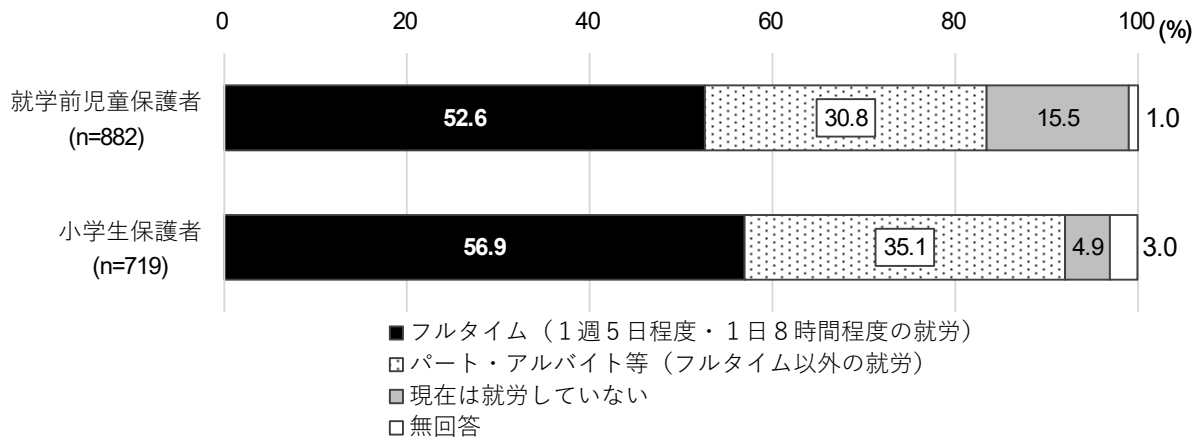
【前回調査】



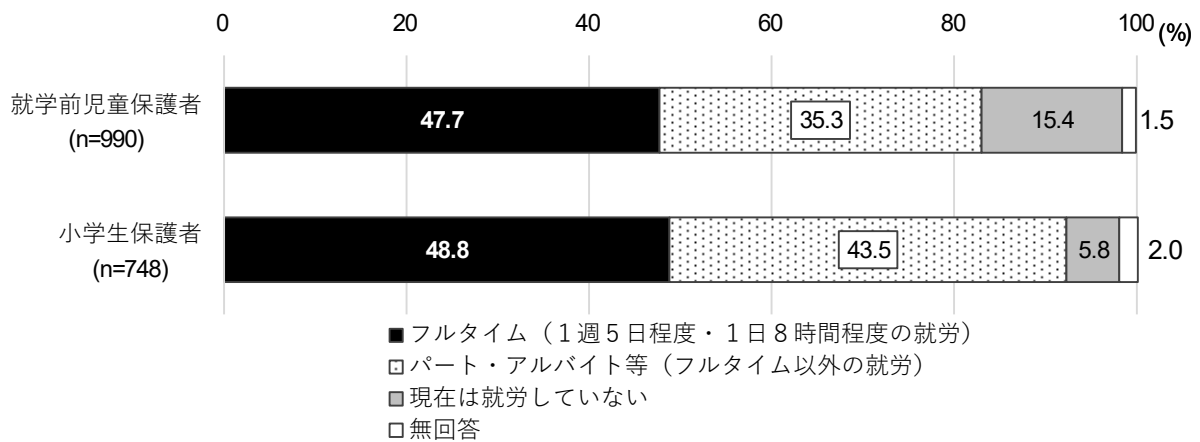
③母親の就労状況

就学前児童保護者 問10 小学1～4年生保護者 問13

就学前児童保護者・小学生保護者とも「フルタイム」の割合が最も高くなっています。また、前回調査との比較では、就学前児童保護者・小学生保護者とも「フルタイム」の割合が増加しています。



【前回調査】

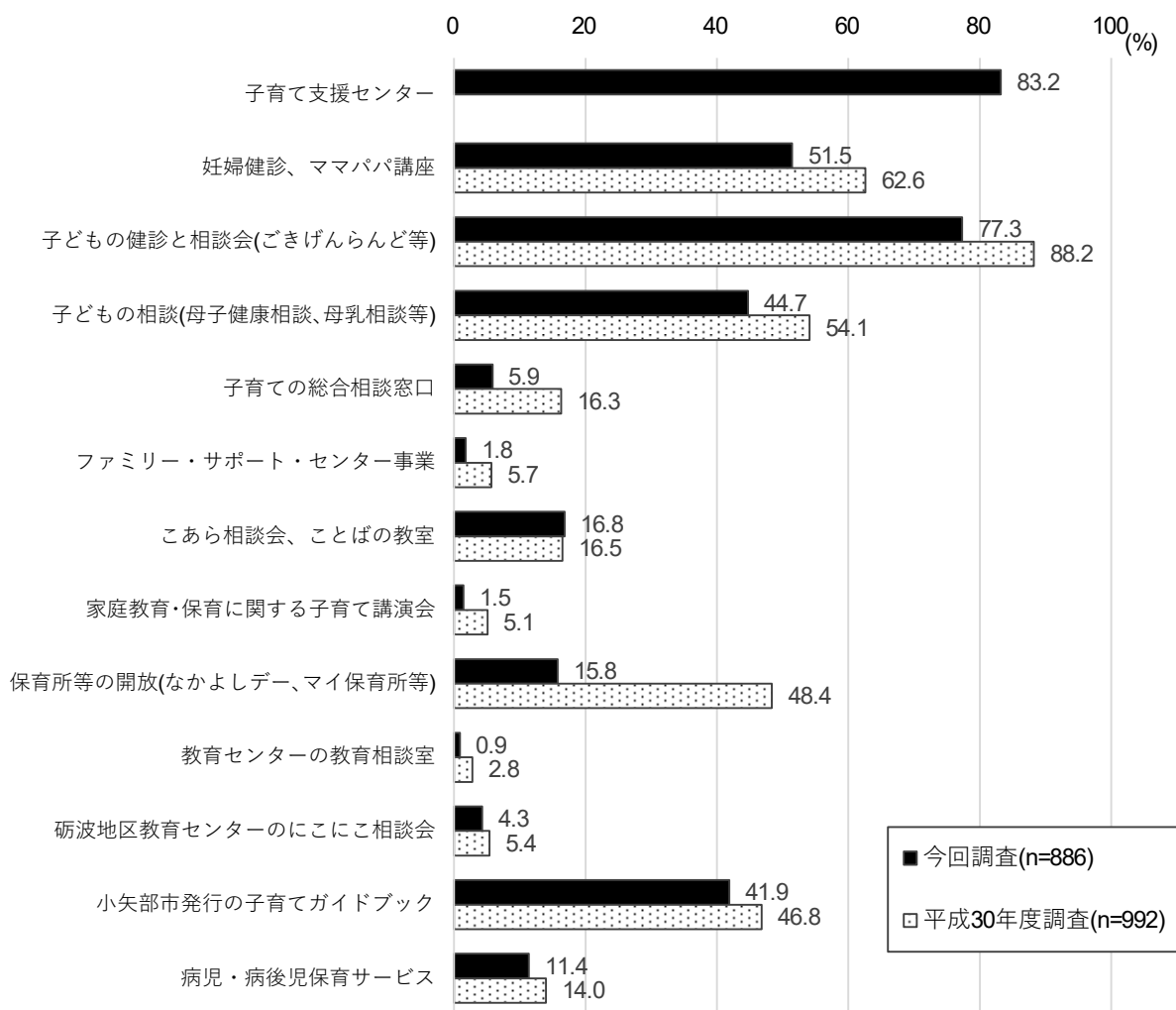


④地域子育て支援事業の利用状況

就学前児童保護者 問15

【就学前児童保護者】

「子育て支援センター」を利用している割合が最も高く、約8割となっています。前回調査との比較では、「保育所の開放」の割合が大きく減少しています。



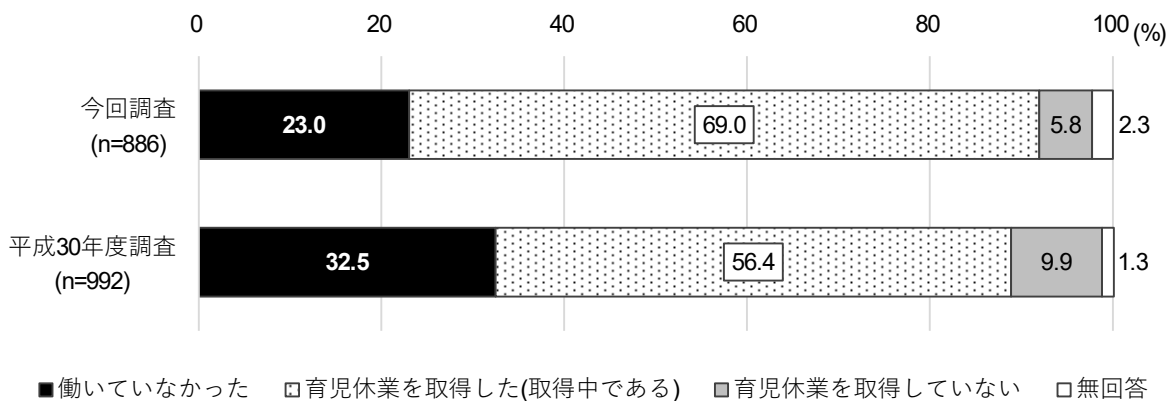
※「子育て支援センター」は平成30年度調査では選択肢になかった。

⑤育児休業取得状況

就学前児童保護者 問24

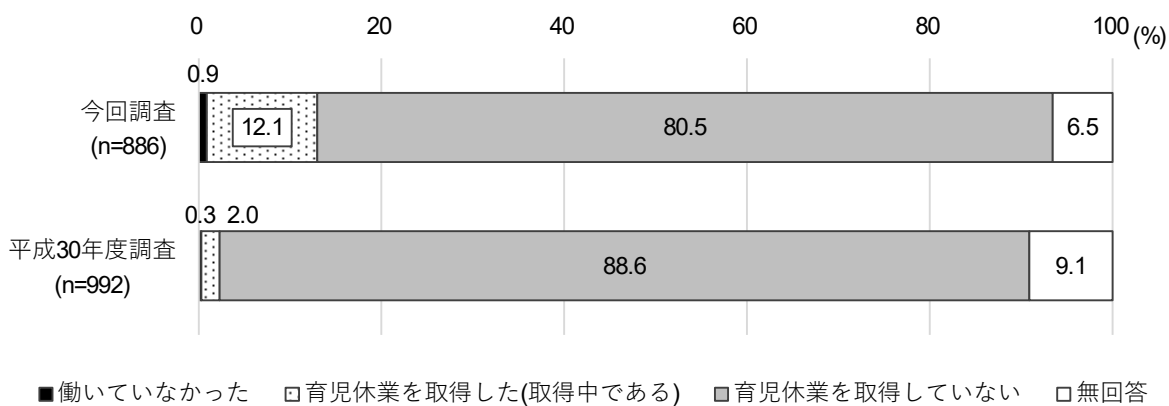
【母親】

「育児休業を取得した(取得中である)」の割合が最も高く、約7割となっています。前回調査との比較では、「育児休業を取得した(取得中である)」の割合が増加しています。



【父親】

「育児休業を取得した(取得中である)」の割合は、約1割となっています。前回調査との比較では、「育児休業を取得した(取得中である)」の割合が増加しています。

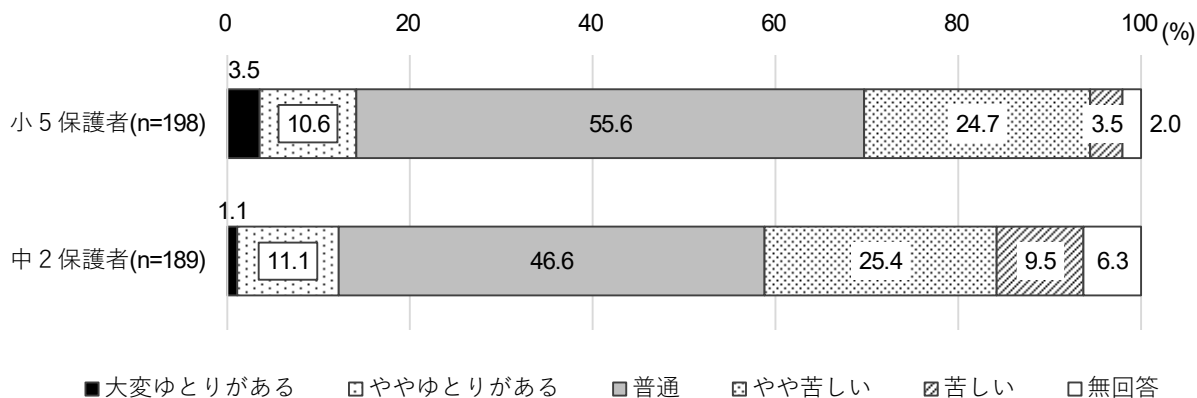


(2)親子調査

①-1主観的経済状況

小学5年生保護者 問21 中学2年生保護者 問21

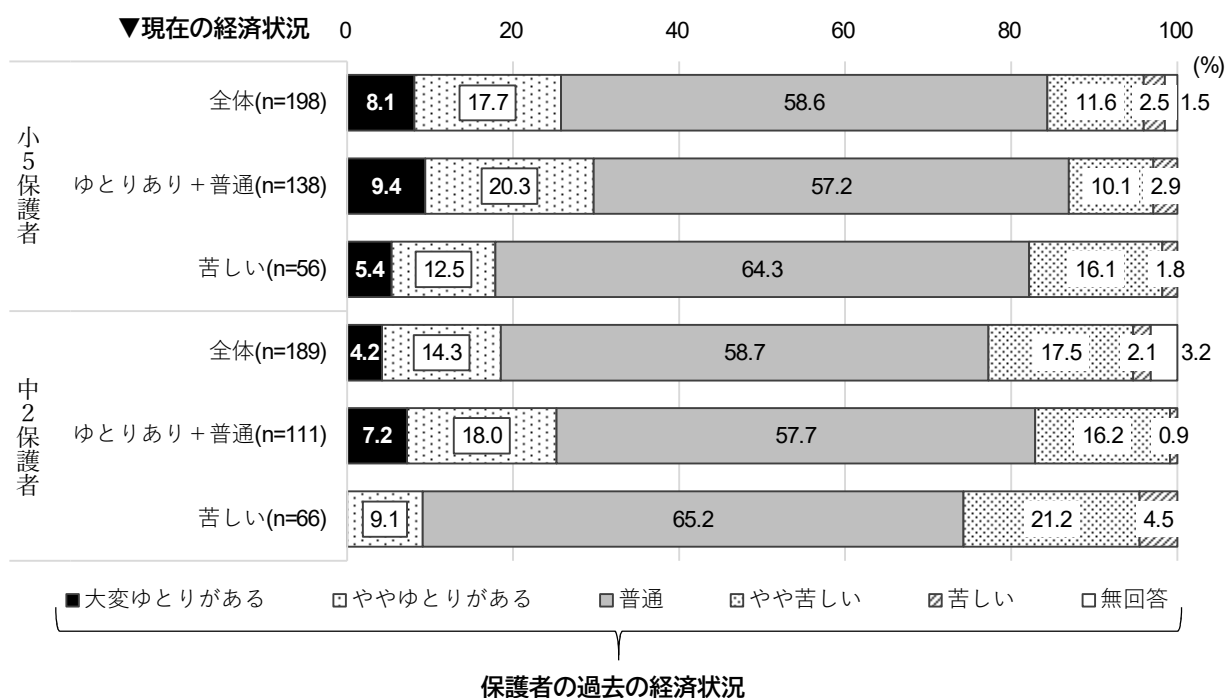
小学5年生保護者・中学2年生保護者とも、全体では生活が苦しい割合(「やや苦しい」と「苦しい」の合計)はいずれも約3割となっていますが、中学2年生保護者の方が、生活が苦しいと思う割合が高くなっています。



①-2 保護者の過去の経済状況との関連

小学5年生保護者 問13 中学2年生保護者 問13

現在の経済状況と保護者の過去の経済状況の関連をみると、現在の経済状況が「ゆとりあり+普通」の世帯よりも、「苦しい」世帯のほうが、過去に暮らし向きが苦しかった割合が高くなっており、貧困の連鎖と呼べる傾向がみられます。



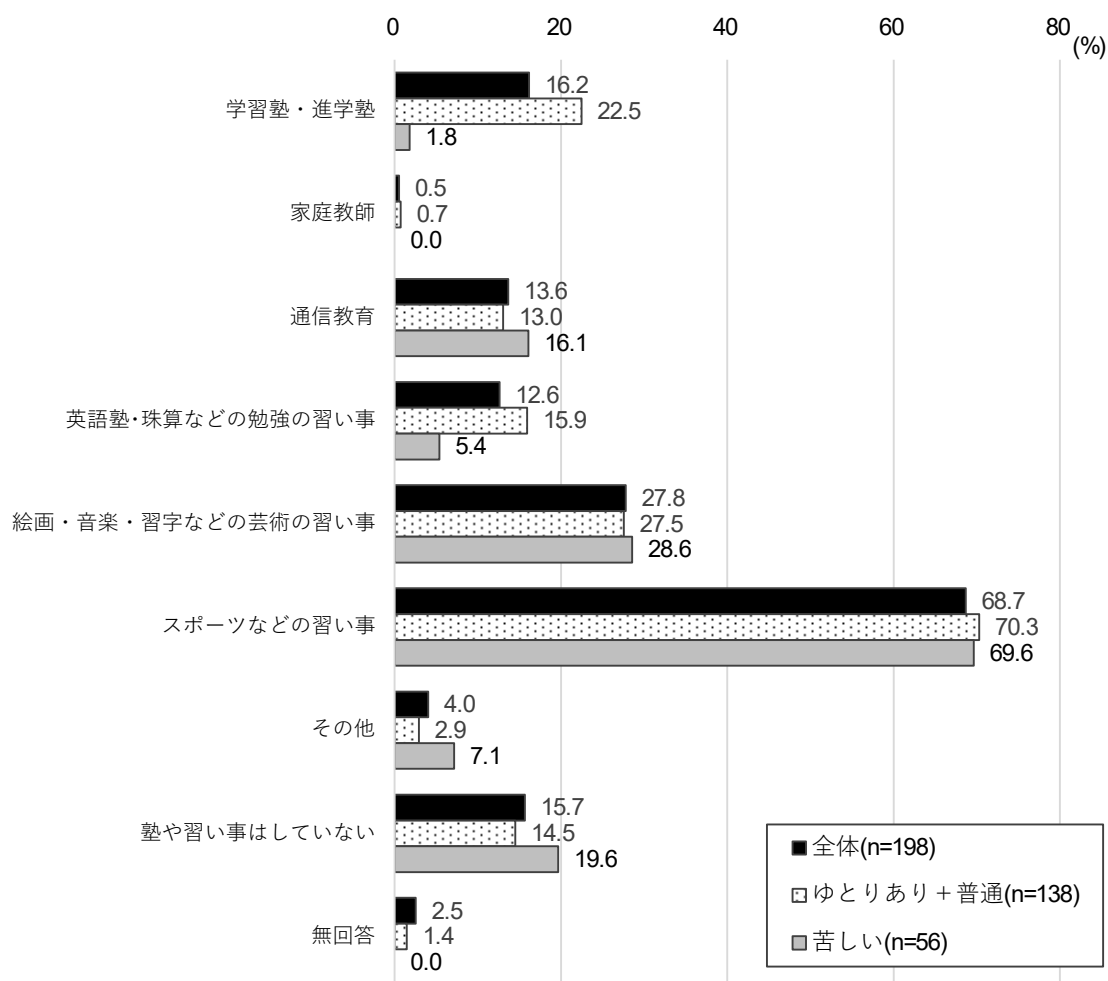
②塾・習い事などについて

小学5年生保護者 問7

中学2年生保護者 問7

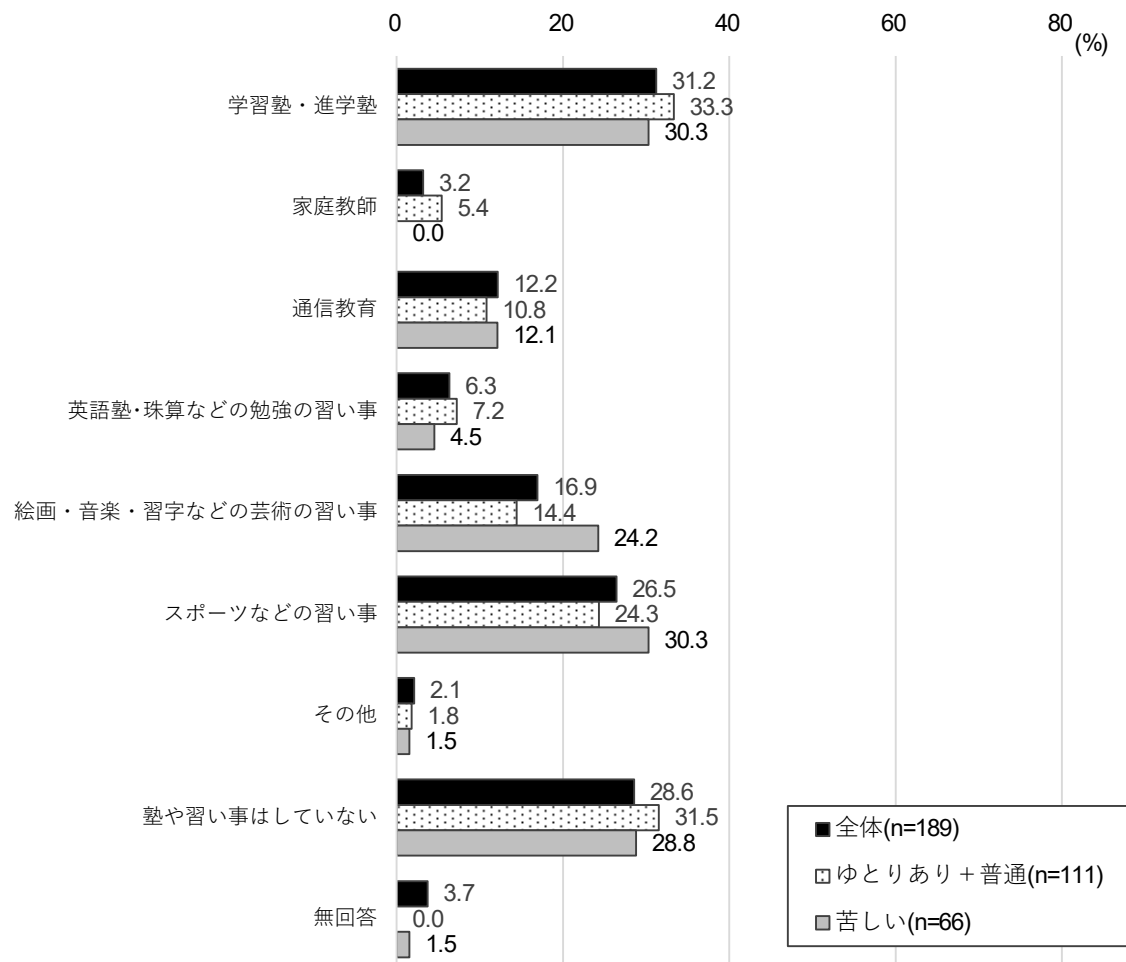
②-1【小学5年生保護者】

「スポーツなどの習い事」の割合が最も高く、約7割となっています。経済状況別にみると、「学習塾・進学塾」、「英語塾・珠算などの勉強の習い事」において、格差がみられます。



②-2【中学2年生保護者】

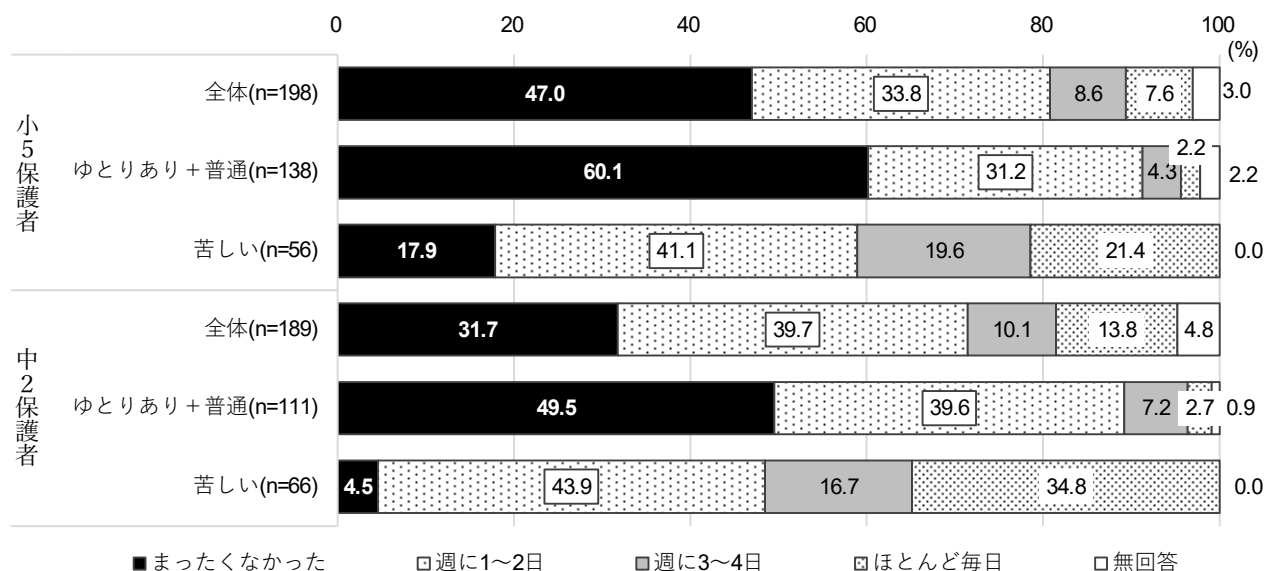
「学習塾・進学塾」の割合が最も高くなっており、小学5年生よりも利用されています。経済状況別にみると、経済状況が苦しい世帯において「家庭教師」の利用がありませんが、全体的に小学5年生調査ほどの大きな格差はみられません。



③家計の先行きについて不安を感じたこと

小学5年生保護者 問26B 中学2年生保護者 問26B

小学5年生保護者においては不安を感じたことが「まったくなかった」の割合が約5割、中学2年生保護者においては「まったくなかった」の割合が約3割となっています。主観的な経済状況別にみると、「ゆとりあり＋普通」の世帯よりも、「苦しい」世帯のほうが、「まったくなかった」の割合が低く、不安が大きい傾向がみられます。



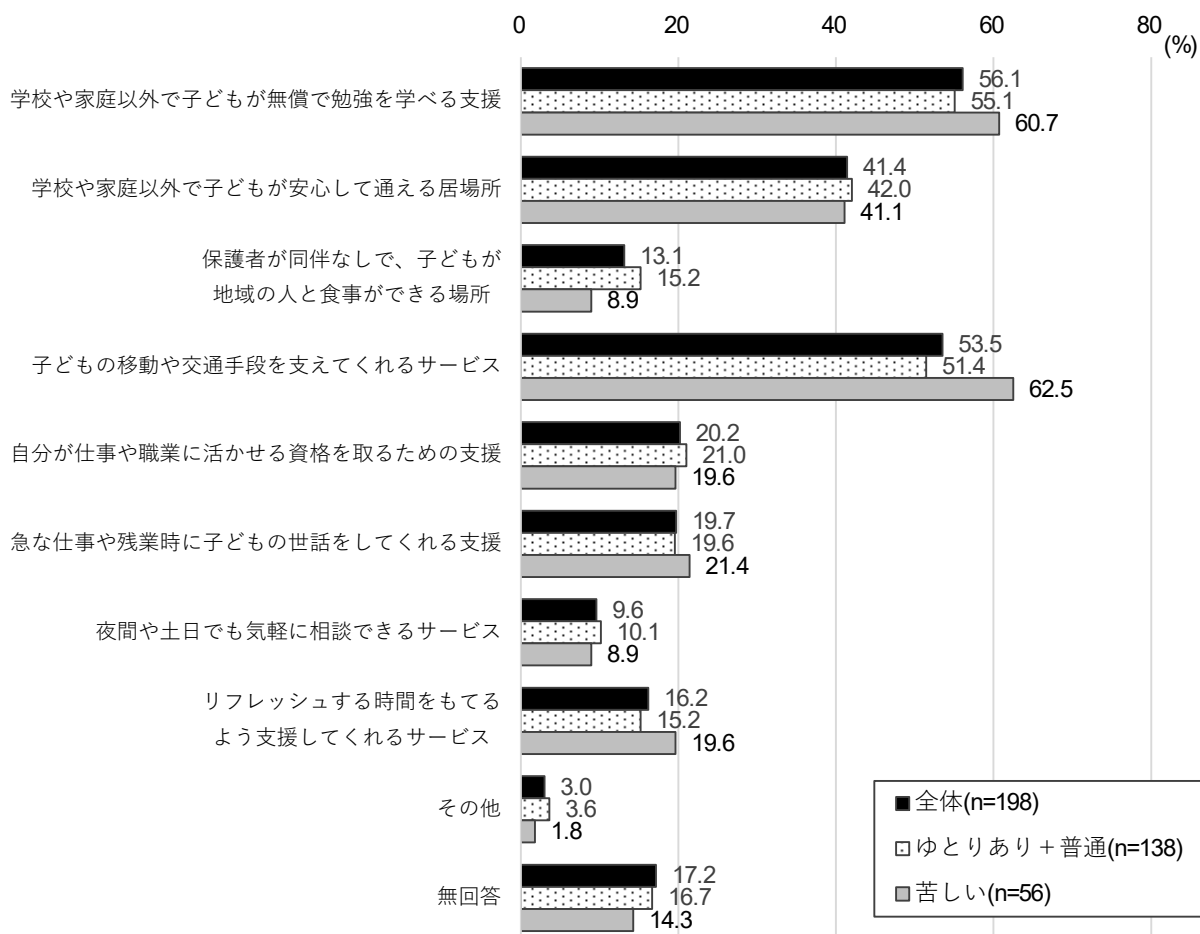
④支援内容の希望

小学5年生保護者 問29

中学2年生保護者 問29

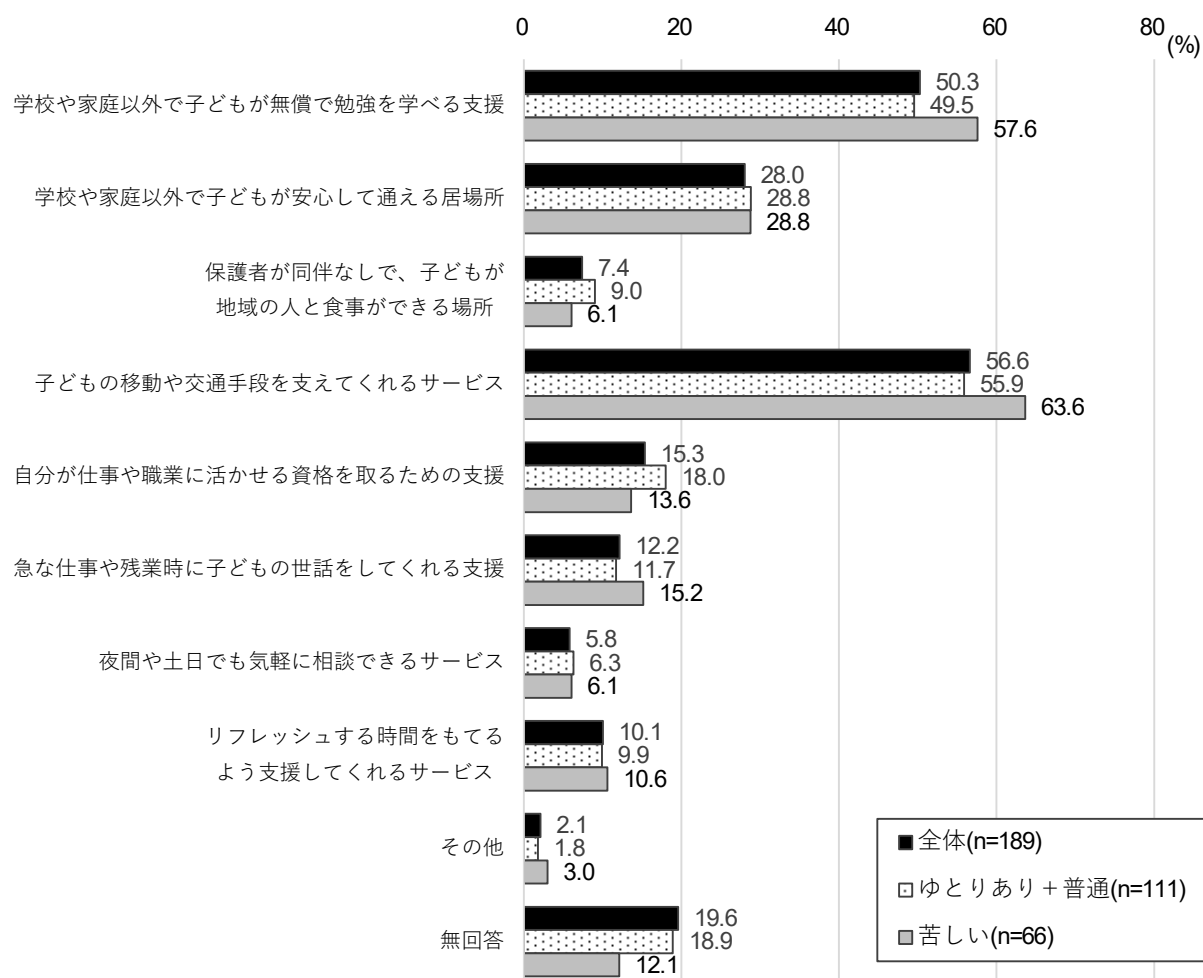
④-1【小学5年生保護者】

「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」の割合が最も高く、「子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が続きます。経済状況別にみると、「苦しい」世帯においては「子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」の割合が最も高くなっています。



④-2【中学2年生保護者】

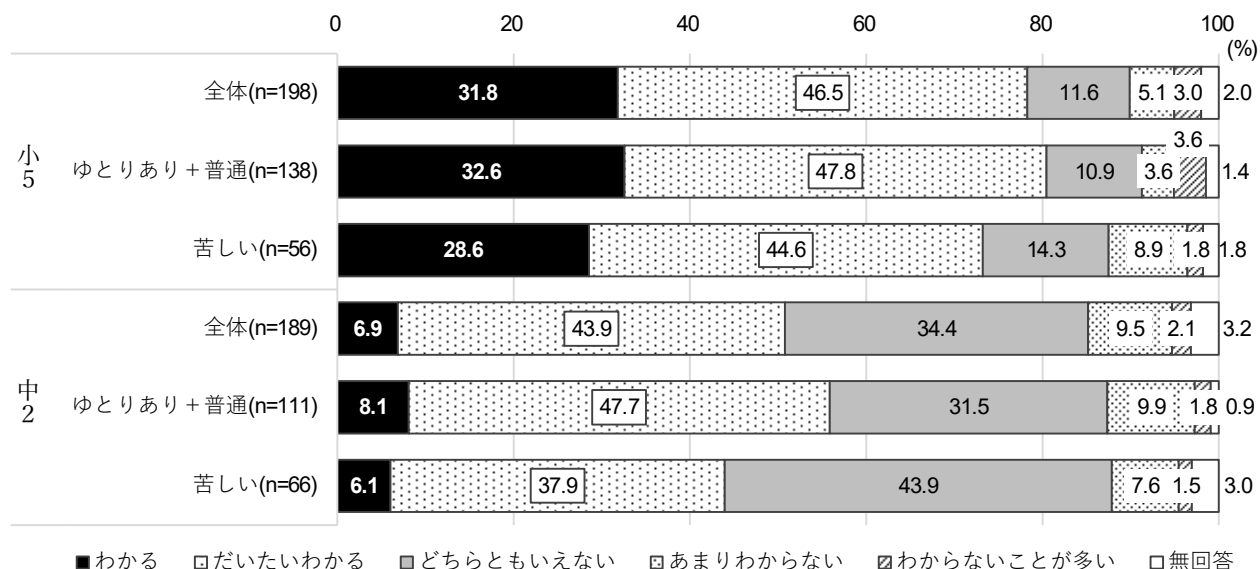
「子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」の割合が最も高く、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が続きます。経済状況別にみると、「苦しい」世帯においては「子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」の割合が特に高くなっています。



⑤授業への理解度について

小学5年生 問6 中学2年生 問11

小学5年生においては授業を理解している割合(「わかる」と「だいたいわかる」の合計)が約8割、中学2年生においては授業を理解している割合が約5割となっています。主観的な経済状況別にみると、「ゆとりあり+普通」の世帯よりも、「苦しい」世帯のほうが、授業の理解度が低い傾向がみられます。

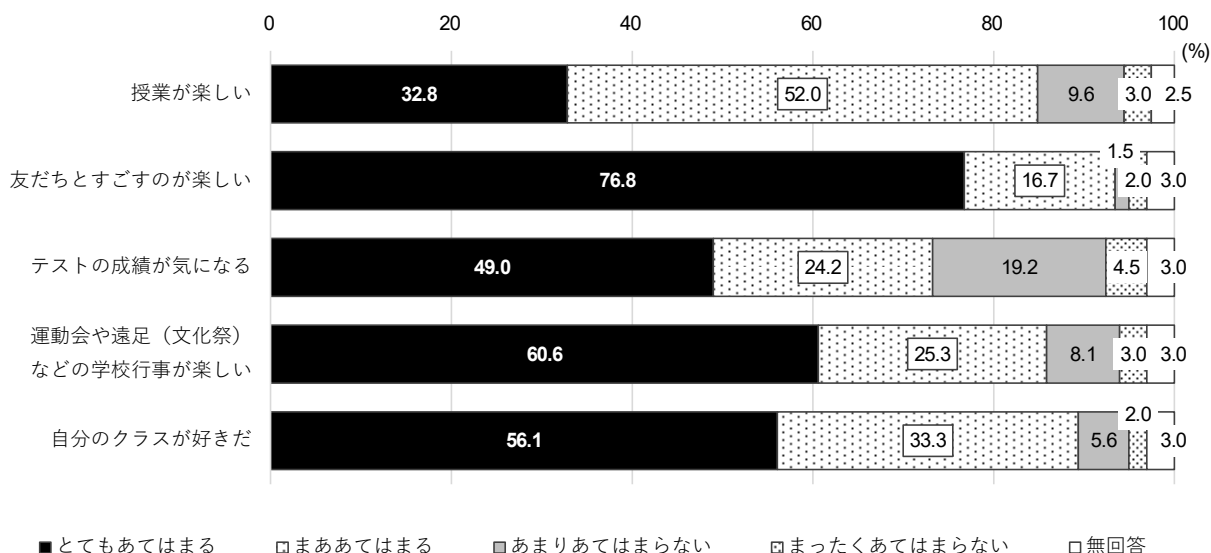


⑥学校について

小学5年生 問9 中学2年生 問13

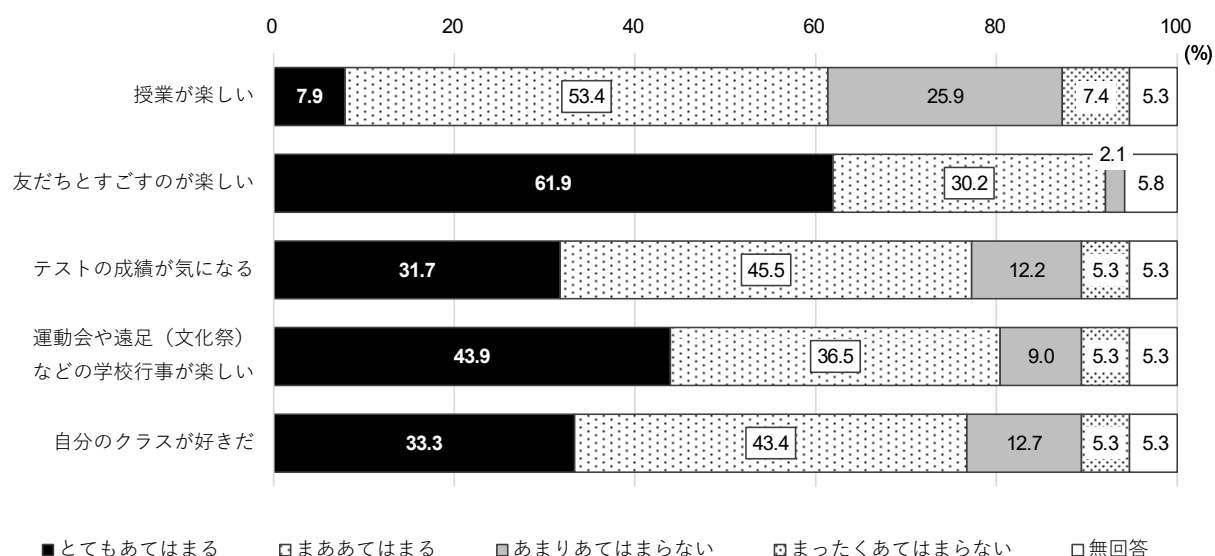
⑥-1【小学5年生】

学校生活に肯定的な回答の割合(「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の合計)は、「友だちと過ごすのが楽しい」の割合が最も高く、約9割となっています。



⑥-2【中学2年生】

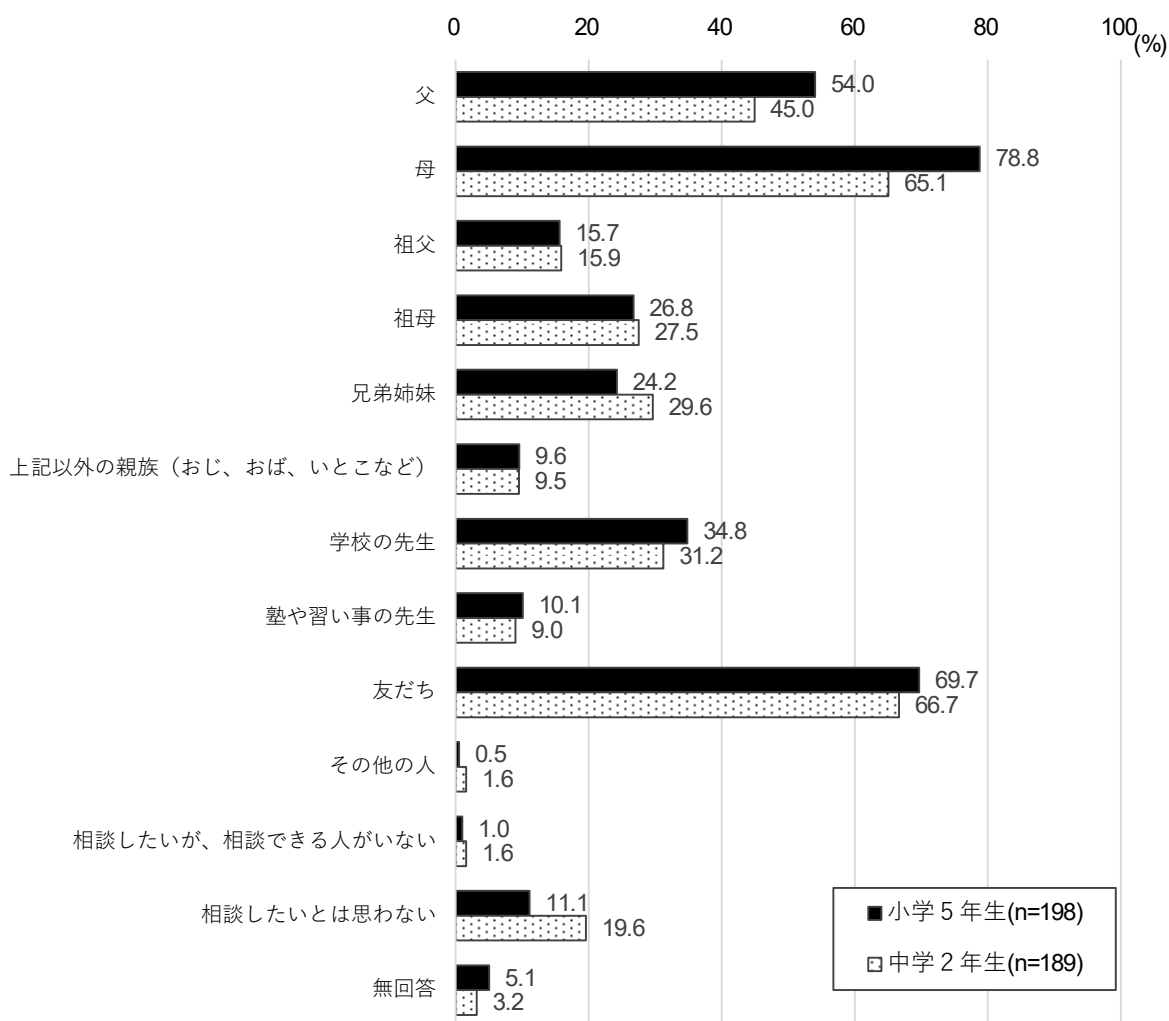
学校生活に肯定的な回答の割合（「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の合計）は、「友だちと過ごすのが楽しい」の割合が最も高く、約9割と小学5年生と同水準になっています。「授業が楽しい」の割合は約6割と、小学5年生よりも低くなっています。



⑦相談相手について

小学5年生 問18 中学2年生 問22

悩みなどの相談相手は、小学5年生においては「母」の割合が約8割、中学2年生においては「友だち」、「母」の割合が約7割となっています。「相談したいとは思わない」の割合が、小学5年生においては約1割、中学2年生においては約2割となっています。

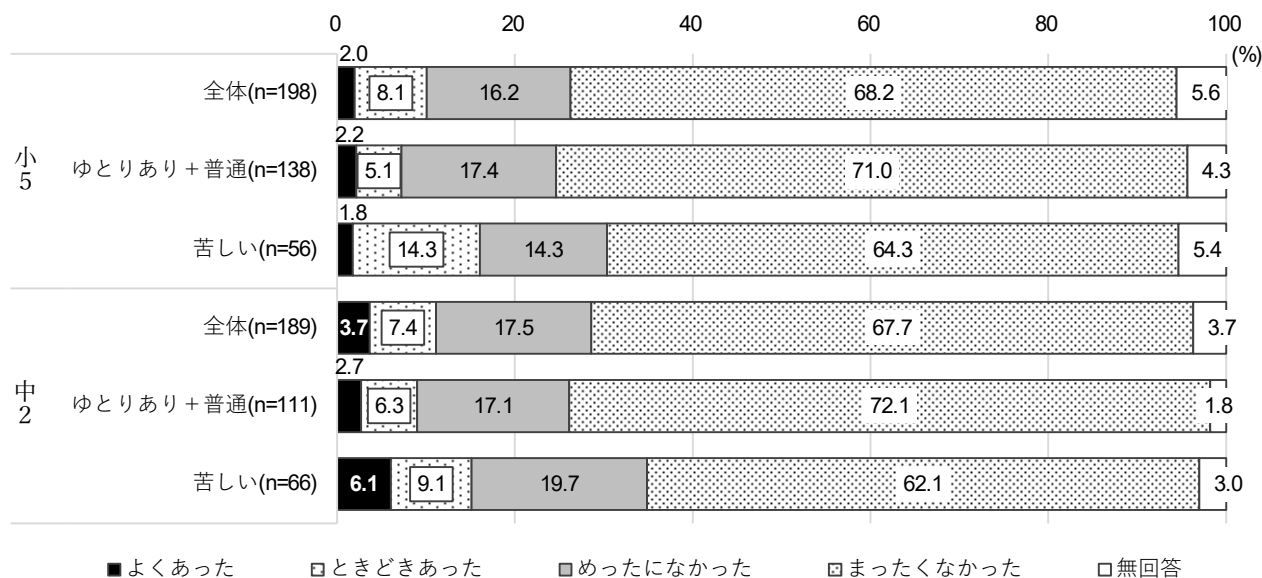


⑧学校でいじめられた経験

小学5年生 問19F

中学2年生 問24F

小学5年生・中学2年生ともに「まったくなかった」の割合が約7割となっています。主観的な経済状況別にみると、「ゆとりあり＋普通」の世帯よりも、「苦しい」世帯のほうが、いじめにあったという回答の割合（「よくあった」と「ときどきあった」の合計）が高くなっています。



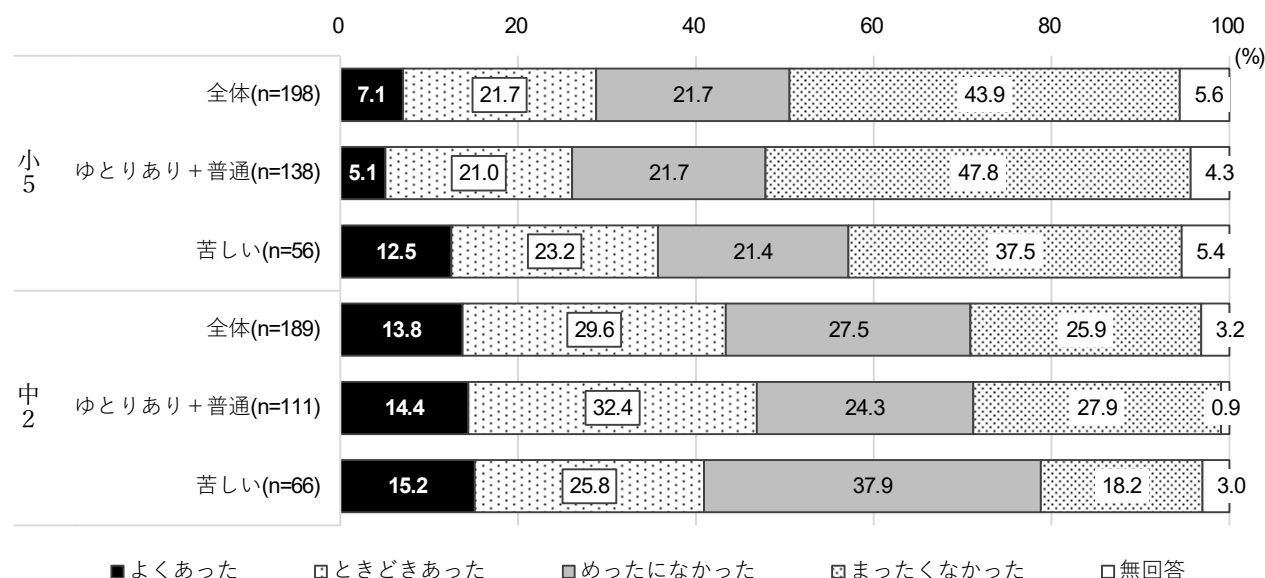
⑨学校に行きたくないときがあった

小学5年生 問19G

中学2年生 問24G

小学5年生においては、行きたくないときがあったと回答した割合（「よくあった」と「ときどきあった」の合計）が約3割、中学2年生においては約4割となっています。

主観的な経済状況別にみると、小学5年生において、「ゆとりあり＋普通」の世帯よりも、「苦しい」世帯のほうが、行きたくないときがあったと回答した割合が高く、中学2年生においては、「苦しい」世帯よりも、「ゆとりあり＋普通」の世帯のほうが、行きたくないときがあったと回答した割合が高くなっています。

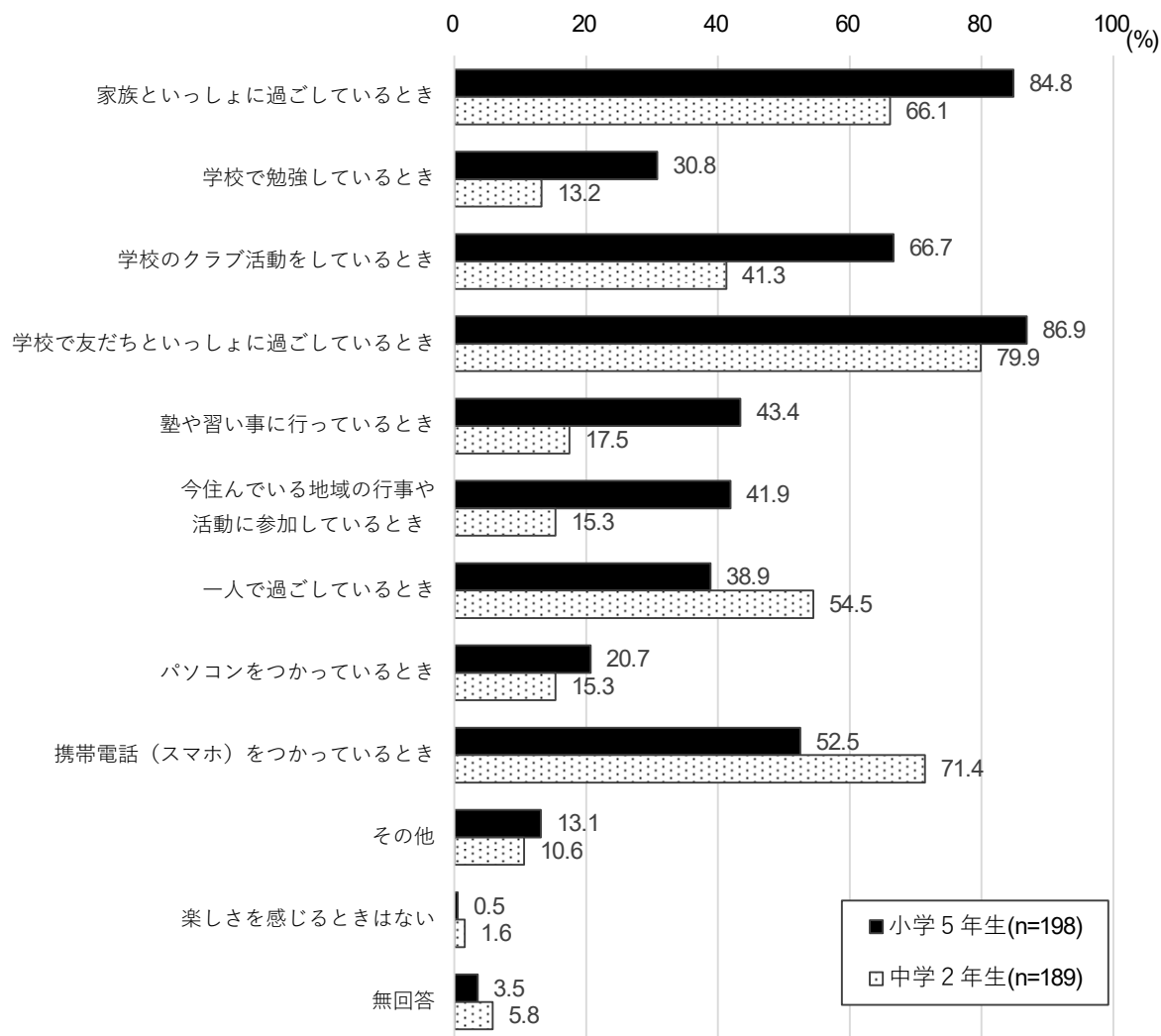


⑩楽しさを感じるとき

小学5年生 問21

中学2年生 問25

小学5年生においては「学校で友だちといっしょに過ごしているとき」の割合が最も高く、「家族といっしょに過ごしているとき」が続きます。中学2年生においては「学校で友だちといっしょに過ごしているとき」の割合が最も高く、「携帯電話(スマホ)をつかっているとき」が続きます。

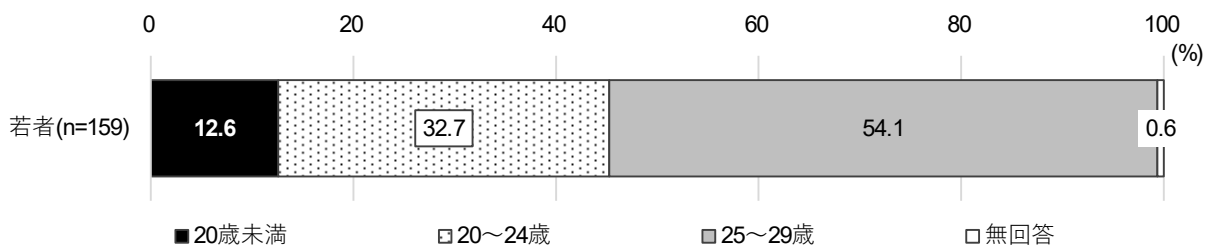


(3)若者調査

①回答者の年齢

若者 問2

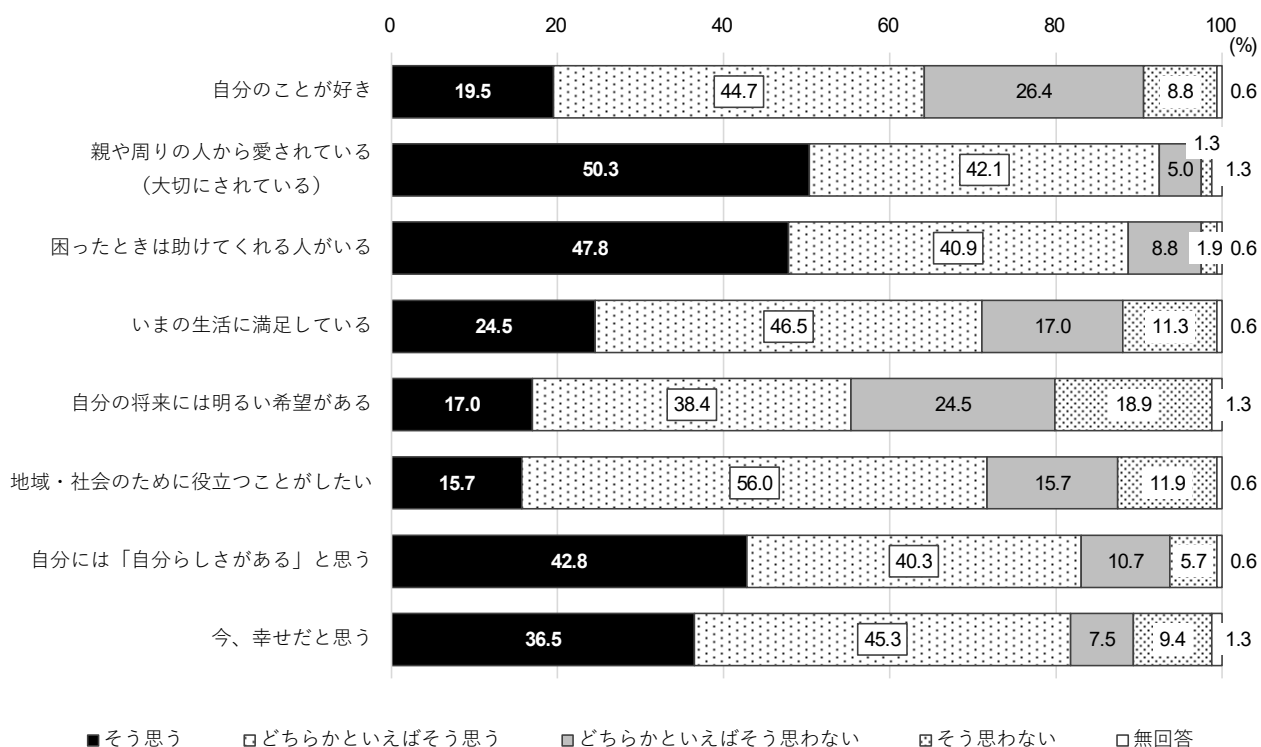
25～29 歳が約5割を占めています。



②若者の意識

若者 問7

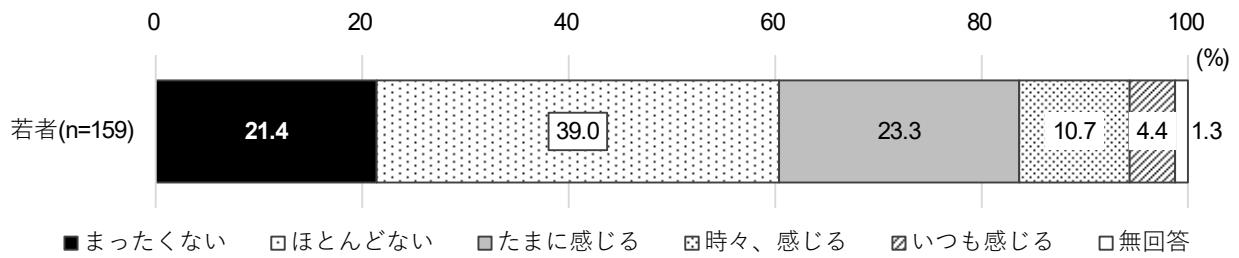
「親や周りの人から愛されている(大切にされている)」に肯定的な回答をした割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が最も高く、約9割となっています。「困ったときは助けてくれる人がいる」が続きます。



③孤独感について

若者 問8

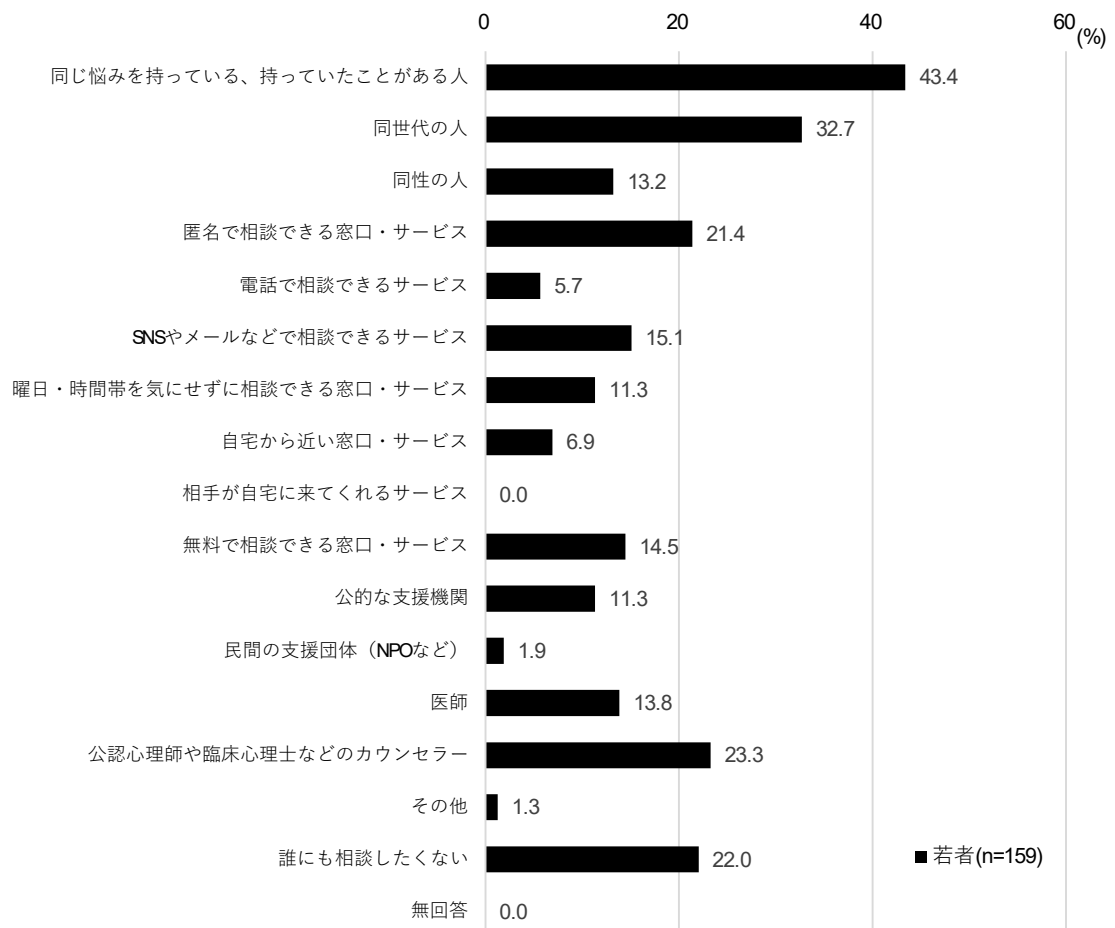
孤独を感じる割合(「時々、感じる」と「いつも感じる」の合計)が、約2割となっています。



④相談相手

若者 問11

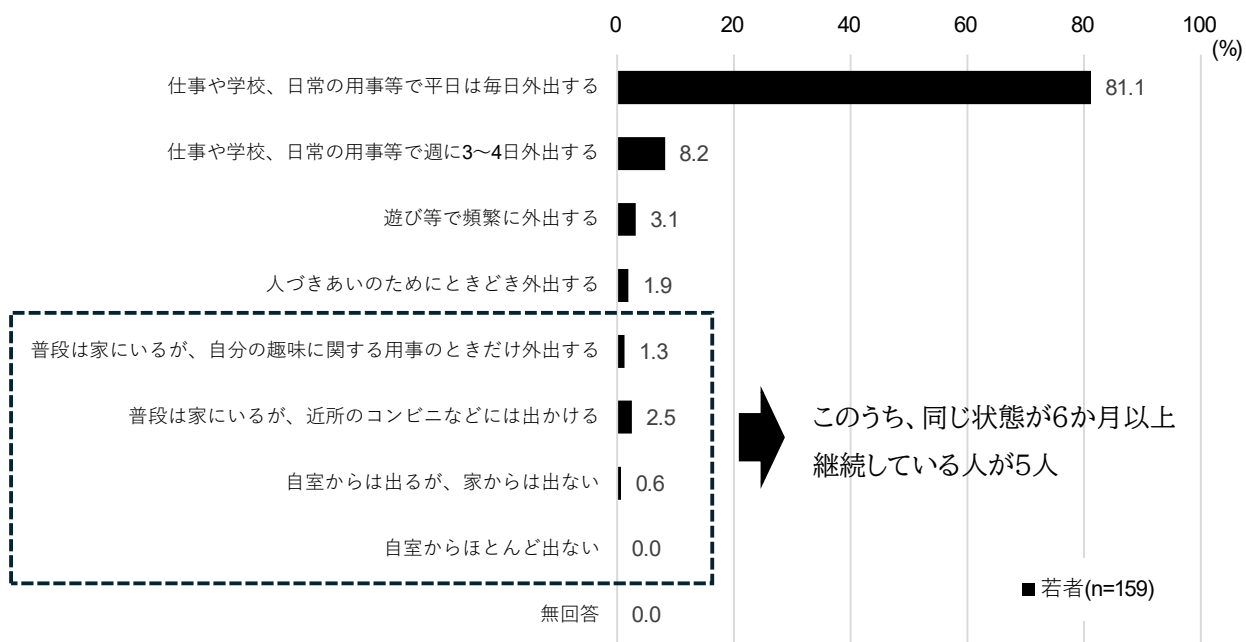
家族や友人、知り合い以外の悩みなどを相談する相手は、「同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」の割合が最も高く、「同世代の人」が続きます。「誰にも相談したくない」が約2割となっています。



⑤ひきこもり

若者 問13・14

ひきこもりに該当する人は、回答した若者のうち5人でした。



(4)支援者調査

①子どもを取り巻く環境についての意見（テーマごとの自由記載内容から要約）

■家庭の貧困

- ・経済的な問題は保護者・子どもが SOS を出しにくい。保護者が支援を求めている場合や、スクールカウンセラー等の支援者とかかわりを持ちたがらない場合は、介入や改善が難しい。
- ・子ども食堂が校区ごとにあれば利用しやすいのではないか。
- ・入学時に、制服や指定かばん等のリユースや無償提供があればよい。

■児童虐待

- ・ネグレクトを感じさせる事例が多い。
- ・子ども家庭センターや子ども家庭課の役割について、学校など関係機関の認知が進んでいないのではないか。

■ヤングケアラー

- ・学校では家庭のことを知られたくないという子ども本人の思いがあり、子どもが困り感を出さない場合、支援につなげづらいと感じる。
- ・子どもの SOS に気づけるよう、地域や学校などで研修等が必要。

■不登校・ひきこもり

- ・発達障害を抱えている子どもも多い。
- ・学校は行った方がよいかもしれないが、行かなくても生きる道はあると思う。親が安心したいために、子どもに学校に行くよう働きかけてはいけない。
- ・高校の不登校生徒や中退者、進学しなかった者の相談先や居場所があると良い。
- ・学校外に居場所が少ない。
- ・思春期の子どもに、友達とのちょっとしたトラブルで不登校になったり、一度不登校になると長期化しやすかったりする傾向がみられる。

■障害のある子ども

- ・保護者の障害受容が進まない難しさや、対応できる医療機関の少なさなどで、対応が遅れてしまう。
- ・早期発見・早期対応が重要であり、学校を含めて障害に対する認識を高めることが必要。
- ・市・学校・家庭・関係機関の連携をもっと充実させる必要がある。
- ・障害の受容には時間がかかる。親だけではなく、祖父母も含め、家族全員が心を一つにして子どもに対応することが難しい。

②その他の意見

- ・子どもの支援のためには、大人も子ども自身も「子どもの権利」について知ることが大切だと思う。
- ・親が幸せだと思っていることと、子どもが幸せだと思うことに差がある。子どもの自立を妨げず、子どもの判断や考えを尊重できる親へと育ててほしい。

3 今後の課題

(1)子育てを支える環境の充実

就学前児童及び小学1～4年生の保護者を対象としたアンケート調査にて、母親の就労形態を尋ねたところ、フルタイムで勤務する母親がいる世帯の増加がみられました。

こどもの人口については今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況等の変化により、引き続き保育ニーズが見込まれます。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえた適切な教育・保育サービスの量の確保を行うことが必要となります。

就学前児童を持つ保護者を対象としたアンケート調査では、子育て支援センターを利用したことがある人の割合は、83.2%でした。子育て中の親子が、気軽に集まって過ごしたり相談したりできる場として、市内に7か所ある子育て支援センターが、保護者に広く認知され、利用されていると言えます。一方、小学5年生及び中学2年生の保護者を対象としたアンケート調査にて、「あれば利用したいサービス」について尋ねたところ、「学校や家庭以外でこどもが安心して通える居場所」の要望が、小学5年生保護者で41.4%、中学2年生保護者で28.0%ありました。地域において、こどもが同年代の仲間や大人たちと触れ合うことができる居場所や、こどもの年齢や発達の段階に応じた、多様な遊びや体験の機会が求められています。

全国の不登校の児童生徒数は、令和5年度調査にて346,482人と、前年度から増加しています。こどもが不登校となる理由は、いじめに限らず、さまざまな要因があると考えられます。こどもの学びを保障するため、保護者との連携のもと、学校全体で対応していく必要があります。

また、いじめはこどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、近年、交流サイト(SNS)の普及などで、いわゆる「ネットいじめ」などのケースも増えてきています。また、こどもの安全・安心を守るため、地域一体となって、こどもの非行防止・被害防止に向けた見守り体制を構築していく必要があります。

(2)子育て当事者への支援

乳幼児期、特に、こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」(母親の妊娠期から小学1年生くらいまでの幼保・小につながる重要な時期)は、こどもにとって基本的生活習慣を身につけ、人格形成の基礎が培われる大切な時期であるとともに、こどもと共に育つ保護者、養育者のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)と成長を支えることが重要となります。

就学前児童をもつ保護者を対象としたアンケート調査では、「日頃、こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手(場所)はない」という回答が、少数ではありますが、依然として一定数ありました。妊婦や子育て中の保護者が、不安や悩みを一人で抱え込むことが無いように、保護者に寄り添った支援が行えるよう、こども家庭センターの機能の充実を図っていく必要があります。

小学5年生及び中学2年生の保護者を対象としたアンケート調査では、「この 1 か月間で、家計の先行きについて不安を感じたことがある」と回答した保護者の割合が、小学5年生保護者で50%、中学2年生保護者で63.6%となっており、家庭の収入に関わらず家計の先行きに不安を感じている保護者が多くみられます。安心して子育てができるよう、引き続き保育料等の軽減やこども医療費の助成など、経済的支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭における子育てと就労の両立は負担が大きく、長時間働くことが難しい等、親の働き方に制約が生じることもあります。令和4年度の国民生活基礎調査では、子育て中の一般世帯に比べ、母子世帯の平均所得は一般世帯の約4割となっており、経済的困窮が顕著となっています。ひとり親家庭などが子育てと家計維持の役割をしっかりと担っていけるよう、相談体制や経済的支援の充実などが望まれます。

同様に、共働き世帯が増加しているなか、子育てと就労の両立を支援していくことが重要となります。就学前児童を持つ保護者を対象としたアンケート調査では、こどもが生まれた時に育児休業を取得した父親の割合は12.1%と、前回の平成30年度調査の2.0%から増加していますが、いまだ低い水準のままとなっています。共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力し合いながら家事や子育てをする気運の醸成のための取組が必要です。

(3)様々な困難を抱えたこどもと家庭への支援

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、児童虐待は、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。就学前児童及び小学1～4年生の保護者を対象としたアンケート調査では、「こどもを叩いたり、つねったりする」行為をしたことがあると回答した保護者の割合は、就学前保護者は3.7%(前回調査16.5%)、小学生保護者は4.0%(15.5%)、また「言葉(大きい声)で脅す」行為をしたことがあると回答した保護者の割合は、就学前保護者が16.1%(前回調査28.3%)、小学生保護者は22.1%(35.5%)でした。いずれも前回調査に比べ減少しており、保護者の児童虐待に対する意識の浸透がうかがえます。一方で、核家族・共働き世帯が増加しているため、子育てに係る負担感・孤立感が高まりやすい状況となっています。児童虐待防止に向け、さらなる対応の充実が求められています。

市内の小中学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援者に対して行ったアンケート調査では、「経済的な問題は保護者・こどもがSOSを出しにくい」という意見がありました。こどもの貧困対策については、貧困の連鎖を招くことなく、学ぶ意欲の高いこどもが希望する進路に進めるよう、またこどもが安定した生活を送ることができるよう、支援が必要な家庭に対し適切なサービスや相談援助を結びつけ、家計相談や就労支援等、保護者の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うことが求められます。

発達に気がかりがあるこどもや障害のあるこどもが生き生きと自分らしく生活を送るためには、こどもの成長や発達の様子、障害の状態を早期に確認し、出来るだけ早い段階から専門的で質の高い適切なサポートが受けられるよう、きめ細やかに支援をしていくことが重要です。専門的支援が必要なこどもと家族が、安心して地域で暮らしていけるよう、継続した支援体制の構築が求められています。

本来大人が担う家事や家族の世話(ケア)を日常的におこなっているヤングケアラーについては、こども本人や家族が自覚していない場合もあり顕在化しにくい問題です。ケアが日常化することで、学業や友人関係などに影響が出たり、ケアについて誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりすることがあります。

市内の小中学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援者に対して行ったアンケート調査では、「学校では家庭のことを知られたくないということも本人の思いがあり、こどもが困り感を出さない場合、支援につなげづらい」という意見がありました。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら適切な支援につなげていく必要があります。

18 歳から 29 歳の市民に行った web アンケート調査では、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」と回答した人のうち、同じ状態が6か月以上継続していると回答した人が少数ではありますが、一定数みられました。中学校卒業後に、新たに支援が必要となったこどもや若者については、市で把握することが難しいケースもあります。悩みや不安を誰にどう相談してよいか分からず孤独・孤立状態となっているこどもや若者を減らすため、年齢によって支援が途切れることが無いようサポートしていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

■基本理念

すべてのこどもが自分らしく健やかに暮らし、
それぞれの幸福な未来を生きることができるまちづくり

2 基本目標

基本目標Ⅰ 子育てを支える環境の充実

こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに暮らし、それぞれの幸福な未来を生きることができるよう、こども基本法やこどもの権利条約などの広報・啓発活動を行い、こどもの権利等に対する理解の促進に取り組みます。

また、幼児教育・保育や子育て支援サービス等に対するニーズの多様化に対応できるよう、サービスの充実を図るとともに、子育てに役立つ情報提供を充実させるなど、子育て世帯をサポートする環境づくりを推進します。

加えて、こどもの安心・安全な居場所づくりの推進やこどもの多様な体験・交流活動の促進、いじめ・不登校・非行等への対応により、こどもの健全な育成支援に取り組みます。

基本目標Ⅱ 子育て当事者への支援

すべてのこどもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりのために、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目ない相談支援が提供できるよう取り組みます。また、子育て世帯への経済的負担の軽減や、孤立しがちなひとり親家庭への支援を行い、安心して子育てできるよう支援します。

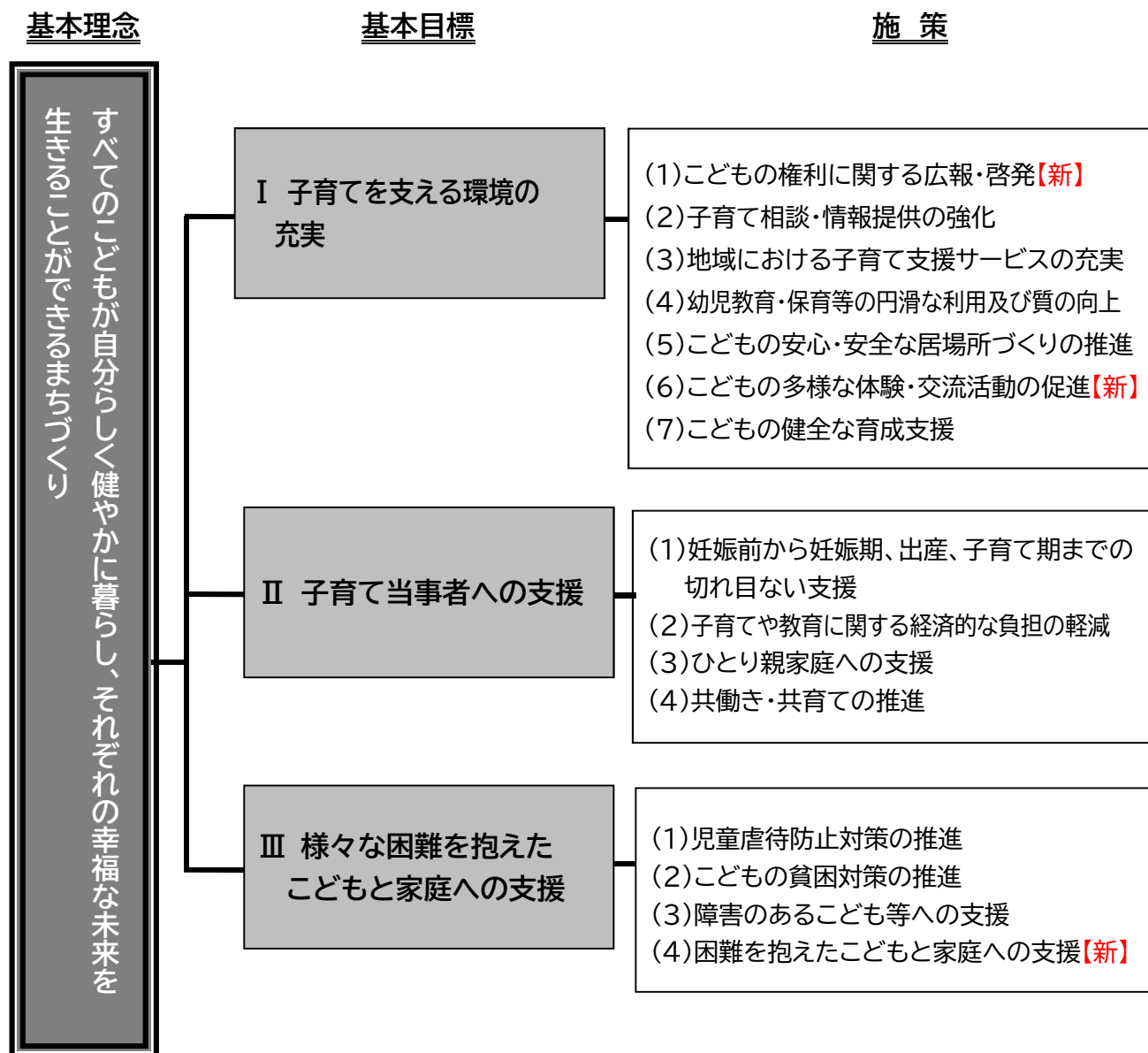
加えて、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域全体で支援する社会となるよう、共働き・共育を推進します。

基本目標Ⅲ 様々な困難を抱えたこどもと家庭への支援

児童虐待予防・早期対応のために、こども家庭センターを中心に、地域のネットワークと一体となって、子育てに困難を抱える世帯などに対し、包括的かつ継続的に支援を行います。

また、すべてのこどもが自分らしく生きることができるよう、こどもの貧困対策、障害のあるこども等への支援、ヤングケアラーやひきこもりなど、さまざまな困難を抱えたこどもと家庭に対して、関係機関と連携し、支援を行います。

3 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子育てを支える環境の充実

(1) こどもの権利に関する広報・啓発【新】

こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに暮らし、それぞれの幸福な未来を生きることができるよう、こども自身に対し、こどもの権利についての啓発を行います。また、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広報・啓発を行い、地域全体で、こどもが権利の主体であることの理解を深めていきます。

主な施策・事業	内容
こどもの権利教育の推進	こどもの権利条約のもと、学校教育全体を通じて、こどもが、自らが権利の主体であることを学ぶなど、人権教育の推進に取り組みます。
こどもの権利についての情報発信	市民がこどもの権利についての理解を深めるよう、広報・啓発を行います。
こどもの意見聴取と施策への反映	こどもの意見を施策に反映させるため、こどもから意見を聴く機会をつくれます。

(2) 子育て相談・情報提供の強化

子育てに必要な情報提供を充実するため、様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図ります。また、こども家庭センター等での相談事業において、一人ひとりの状況を受け止め、必要な支援につながるよう情報提供をします。

主な施策・事業	内容
子育てに関する情報の発信	ホームページや子育てガイドブックのほか、子育て支援アプリ「メルbaby」などの媒体を活用して、定期予防接種の通知等、年齢や月齢に沿った市の保健事業の案内や育児のお役立ち情報等を発信し、子育て世帯をサポートする環境づくりを推進します。
利用者支援事業	子育て支援センターや、こども家庭センター(こども家庭課)の保育コンシェルジュ、子育て支援コーディネーター、保健師等の多職種が一人ひとりの状況に応じた相談支援を行い、適切なサービスを選択できるよう情報提供を行います。
相談員等の研修の充実による資質・能力の向上	研修機会の確保や他関連団体主催の研修会への参加を推進し、多様化する子育て相談に対応できるよう、相談員等のスキルアップに努めます。

(3)地域における子育て支援サービスの充実

保護者の働き方が多様化しており、それに伴い、子育てサービスに対するニーズも多様化しています。子育てをする親の負担感を軽減し、子育て世帯を支援するため、サービスの充実を図ります。

主な施策・事業	内容
保育サービスの充実	保護者の働き方の多様化に対応できるよう、一時預かりや延長保育等の特別保育について、継続的な実施ができるよう体制の確保を行います。
多様な子育てサービスの実施	主に未就園児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる子育て支援センターや、地域の人たちが会費制で子育てを助け合うファミリー・サポート・センターなど、多様な子育てサービスを実施します。
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センター(こども家庭課)にて、妊産婦から乳幼児へと、全ての子育て世帯に対し、切れ目のない伴走型の相談支援を行っていきます。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間までの利用可能枠の範囲で、保育園等の利用ができる事業です。国の方針に基づき、実施に向けて体制を整備します。

(4)幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

幼児教育・保育に対する需要が多様化していることから、職員の資質・能力の向上を図り、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供の促進を図ります。また、保育所、こども園と小学校等との円滑な接続を推進します。

主な施策・事業	内容
保育教諭・保育士の研修の充実等による資質・能力の向上	さまざまな研修の受講機会の確保と他関連団体主催の研修会への参加を推進します。
保園小の連携推進	保育所・認定こども園から小学校への円滑な就学に向け、教育センターが主催する保園小連携研修会や教職員による授業・保育の相互参観・意見交換及び「交流学习」を実施し、保園小の連携を推進します。
早期支援コーディネーターの配置	早期支援コーディネーターを配置し、保育所等の巡回により、支援を必要とするこどもの早期からの把握に努めるとともに、保護者・学校・在籍園とのかけ橋となり、就学に向けた支援を行います。

(5)こどもの安心・安全な居場所づくりの推進

こどもがのびのびと遊べる場を確保するとともに、こども一人ひとりにとって自分に合った居場所となるよう、多様な居場所づくりを推進します。

主な施策・事業	内容
とやまっ子さんさん 広場推進事業	地域住民やボランティア、NPO 法人などが運営するこどもの居場所である「とやまっ子さんさん広場」事業への新規参画や地域の協力を求めていくために、広報・周知活動を推進します。
放課後子供教室 (地域おやべっ子教室 推進事業)	放課後や週末等に、公民館や小学校の施設を活用して、地域の大人の参画を得て、こどもたちの自主的な活動や学習、遊び、スポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動などを実施します。 また、放課後児童クラブとの連携を推進し、「連携型」※1または「校内交流型」※2として実施します。 ※1連携型 放課後児童クラブを利用している児童を含め、すべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。 ※2校内交流型 「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成 事業)	保護者の就労や病気などの理由で、放課後や長期休暇を児童だけで過ごさなければならない小学生が、安全・安心に過ごせる居場所を提供します。現状の実施体制を維持し、ニーズに応じた事業内容の充実に努めます。 また、障害など特別な配慮を必要とする児童の利用については、職員の加配などを行い、適切な育成支援ができるよう努めます。
こどもの居場所づくり	公共施設の再編を行うなかで不要となった施設の活用なども含め、児童館等の設置を検討します。
こども食堂	こどもが食事をとりながら安心して過ごせる場である「こども食堂」の活動が広く知られるよう、周知に努めます。

(6)こどもの多様な体験・交流活動の促進【新】

地域や関係機関と連携して、こどもの年齢や発達の段階に応じた、多様な遊びや体験の機会を確保・創出します。

主な施策・事業	内容
体験学習の推進	学校教育の中で、本市の自然・地理・歴史・産業等について、現地学習を実施します。また、福祉体験や各種ボランティア体験、伝統文化・伝承体験等の機会を設け、体験活動を推進します。

主な施策・事業	内容
公民館における地域交流活動の推進	こどもまたは親子を対象とした自然体験や多世代交流等の公民館活動を充実し、こどもと地域社会との交流活動を推進します。
図書館活動の推進	こどもの多様なニーズに対応した蔵書の整備と立ち寄りやすい雰囲気の創出に努め、気軽に利用できる読書環境づくりを推進します。また、ブックスタートを推進し、絵本を介して乳児と保護者の心がふれあうきっかけづくりを行います。 保育所・こども園、放課後児童クラブ等に定期的に巡回して、団体貸出による配本を行い、こどもが気軽に読書に楽しめる環境づくりを推進します。
こどもの文化芸術活動の推進	子ども伝統文化祭の開催やアートハウスでのワークショップ事業の拡充、みんなのアート展の開催等を通して、こどもが文化芸術や伝統芸能等に対し関心を深め、創造力や豊かな感性を育むための文化芸術活動を支援します。
スポーツの機会提供	こども一人ひとりの興味・適性に合ったスポーツの選択肢が広がるよう、様々なスポーツに親しむことができる環境づくりを、関係機関と協働で取り組みます。
「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業	中学2年生が市内協力事業所にて行う就労体験を通して、社会性や、物事を成し遂げる達成感、地域企業への愛着などが育つよう、関係機関と共同して取り組みます。
児童クラブ育成事業	市内16地区児童クラブは、児童にとって、地域での交流や活動体験の場となっています。今後も継続して事業が実施できるよう支援をしていきます。

(7)こどもの健全な育成支援

こどもが成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の実施、小中学校でのいじめ防止や不登校のこどもへの支援を行い、こどもが健全に成長できるよう支援します。

主な施策・事業	内容
いじめの防止	「小矢部市いじめ防止基本方針」及び各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの相談・通報窓口の設置や、いじめの疑いがある場合には速やかに情報収集を行い、解決に向けて取り組みます。また、いじめは児童生徒の人権に関わる問題であり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、いじめの未然防止や早期発見、事案への対処、再発防止に努めます。

主な施策・事業	内容
不登校児童生徒等への支援体制の充実	不登校に至る前兆の早期発見に努め、不登校やひきこもり、教室外登校となっているこどものために、保護者・家庭との連携のもと、学校全体での取組体制を確立します。 また、小矢部市教育支援センター「ふれんど」の指導員の学校訪問等により、不登校並びに不適応児童生徒の支援体制を充実します。 さらに、教育センター主催の子どもと親の相談員及びスタディ・メイトの研修会を開催し、資質の向上と相互の連絡・連携を推進します。 今後の取組としては、既に設置されている石動中学校以外の学校においても、校内教育支援センターの設置を検討するとともに、全教職員が情報共有し、学校全体として誰もが不登校児童生徒の支援ができるよう努めます。
こどもの非行防止等のための関係機関との連携	教育委員会、学校、保護司会などと連携し、「夏の青少年を守る運動・社会を明るくする運動」の推進活動などを通して、地域が一体となってこどもの非行防止・被害防止にむけた活動を行います。
思春期健康教育の実施	産婦人科医や助産師ら専門家が、思春期における生徒等の身体的、精神的な問題や不安及び悩み等の相談に応じるとともに、健康的な意識や行動に関する啓発を行い、生徒の生涯にわたる健康なライフスタイルの形成を図ります。
成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の実施	社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら自分らしく健やかに生きていけるよう、主権者教育、消費者教育、金融リテラシー教育など成年を迎える前に必要となる知識に関し、こどもの発達に合わせ、情報提供や教育を行います。

■成果目標■

指 標	現状(R5年)	計画目標(R11年)
子育て支援センターの年間利用者数 (延べ人数)	13,614人	13,500人
認定こども園等の待機児童数	0人	0人
総児童・生徒数に占める、地域おやべっ子教室 参加者数の割合（参加率）	49.1%	50%

基本目標Ⅱ 子育て当事者への支援

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない支援

妊娠・出産・産褥期は、こどもの健やかな心身の発達に重要な時期であり、この時期の母子と家庭に対し、地域全体で切れ目のない支援をすることが重要です。

こども家庭センターを拠点として、訪問指導等によりすべての妊産婦の安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の支援に取り組むとともに、子育て期までにわたり、こどもの心身の健やかな成長を支援します。

主な施策・事業	内容
不妊・不育症治療費助成事業	不妊・不育症治療を受けている夫婦に対し、治療費の助成を行います。
早期妊娠届出励行とハイリスク妊婦の早期把握、支援の実施	妊娠早期から妊婦が必要な情報を得て安心して妊娠期を過ごせるよう、妊娠届出をできるだけ早期(妊娠 11 週まで)に行うよう啓発を行います。また、ハイリスク妊婦の早期把握、訪問等による支援を行います。
妊産婦健診等の受診奨励	妊産婦健診、妊婦歯科健診について受診勧奨・啓発を行います。また、妊娠届出時の面接等において、母体や胎児の健康管理について正しい知識の普及を図り、低出生体重児出生率が減少するよう努めます。
妊娠期における健康教室や相談の場の充実	ママパパ講座(歯科保健・栄養指導、母乳育児について、沐浴指導等)や産前・産後サポート事業(ほ〜っとサロン)の充実を図ります。また、ママパパ講座のオンライン開催等により、参加しやすい体制づくりに努めます。
産前・産後の母子への支援の充実	乳児やその保護者の心身の健康状態や養育環境等の把握を行い、子育てに関する情報提供や必要な保健指導やサービスにつなげるために、乳児家庭全戸訪問事業等による子育て支援の充実を図ります。また、妊娠中及び産後間もない心身の負担が大きい時期に、産前産後ヘルパー派遣事業を行い、母の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産後ケア事業によって母の心身のケアや母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。
乳幼児健診・相談会の実施	乳幼児健診や子育て、こどもの発達に関する相談会にて、一人ひとりの健康課題を明らかにし、疾病の早期発見、乳幼児の発育及び発達の促進、むし歯予防についての普及啓発等、保護者に対する育児支援の充実を図ります。また、健診未受診者を含め、親子の状態に応じて電話や訪問(こども園等を含む)などにより、発育・発達、育児の状況を把握し、専門機関との連携による切れ目ないサポート体制の構築に努めます。

主な施策・事業	内容
こども家庭センターの機能の充実	母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営するこども家庭センターにおいて、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への対応まで、切れ目なく、漏れなく相談支援を実施します。また、こども家庭センターを拠点として、妊娠期から出産、子育て期までを一貫して、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。

(2)子育てや教育に関する経済的な負担の軽減

子育て世帯の生活の安定やこどもが十分な教育を受けられるよう、国の支援制度等を活用しながら、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

主な施策・事業	内容
児童手当給付事業	0歳から18歳までのこどもに対し、児童手当を支給します。
保育料及び副食費の負担の軽減	国や県の制度に加え、市においても、保育料及び副食費の負担の軽減を行います。
奨学資金の貸与	大学等の進学による負担を軽減し、安心して教育を受けることができるように、奨学資金制度を設けています。
こども医療費助成事業	満18歳までのこどもに係る医療費について、自己負担分を助成します。
インフルエンザ予防接種費用助成事業	生後6か月から高校3年生までの年齢のこどもを対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成します。

(3)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

主な施策・事業	内容
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活・教育等の相談に応じ、自立のための就労支援等を行います。
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と児童の医療費を助成し、生活の安定と健康増進を図ります。
ひとり親家庭子育てサポート事業利用費の助成	放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の助成を行います。
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭の児童を対象に、学習習慣や基礎学力の定着を目指した学習支援ボランティアによる無料の学習支援を行い、こどもの学びをサポートします。
ひとり親家庭の就労支援	ハローワークと連携し、就業に関する相談支援や、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、就労や自立に向けた支援を行います。
ひとり親家庭への貸付	住宅資金や就学資金等への貸し付けを行い、経済的自立や生活の安定、こどもの福祉推進を支援します。

(4)共働き・共育ての推進

家庭内において、育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

主な施策・事業	内容
社会全体で子育てを応援する気運の醸成	こども家庭庁が推奨する「こどもまんなか応援サポーター」宣言の周知等を通して、こどもや子育てにやさしい社会づくりへの意識改革を行い、社会全体で応援する気運の醸成を図ります。
家庭内での家事・育児分担の推進	家事や子育てにおいて女性に負担が偏らないよう、家庭内で家事・育児等の分担について話し合うことの重要性を啓発します。
男女共同参画社会の推進	さまざまな啓発活動等を通して、社会の固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性を尊重した多様な生き方を認め合う社会の促進を目指します。
企業等に対する啓発	企業や従業員等に対して、ワーク・ライフ・バランスについての啓発と実現に向けた両立支援の取組の推進を図ります。 育児・介護休暇の取得について、労働者に取得を促す啓発を行います。 事業所のトップが「イクボス」になるよう努め、仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりの推進を図ります。

■成果目標■

指 標	現状(R5年)	計画目標(R11年)
産後ケア事業(訪問型及びデイサービス型※) 利用者数(延べ人数) ※デイサービス型はR5.12月開始	45件	150件
ひとり親家庭の就業率	93.9%	95.0%
おやベイクボス宣言事業所登録数 (延べ登録数)	84事業所	100事業所

基本目標Ⅲ 様々な困難を抱えた子どもと家庭への支援

(1)児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

主な施策・事業	内容
こども家庭センターの機能の充実(再掲)	母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営するこども家庭センターにおいて、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への対応まで、切れ目なく、漏れなく相談支援を実施します。また、こども家庭センターを拠点として、妊娠期から出産、子育て期までを一貫して、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。
養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、若年妊婦、望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師、家庭児童相談員等が訪問し、必要な支援を行います。
小矢部市要保護児童対策協議会の機能強化	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、小矢部市要保護児童対策協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組みます。
児童虐待防止の周知・啓発	児童虐待に該当する事例等を周知・啓発することで、市民の認識を高め、児童虐待の未然防止につなげます。

(2)こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要であり、こどもに対する学習支援や、保護者に対する生活や就労に係る支援などを重層的に行います。また、それらの取組を、教育や福祉の各分野が連携しながら、横断的・総合的に進めていきます。

主な施策・事業	内容
就学援助事業	一定以下の所得の子育て世帯に対し、学用品費や学校給食費、修学旅行費などの費用の一部援助を行い、経済的な負担軽減を図ります。
教育支援の充実	低所得子育て世帯のこどもに対して学習支援などを行うことにより、貧困によりこどもの将来が閉ざされることが無いよう支援します。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、自立に向け、家計改善相談や生活相談などの課題に応じた支援を、関係機関と連携して行います。
就労に関する支援	社会福祉法人等と連携した就労に向けた準備支援事業や、ハローワークと一体的に行う就労自立促進事業等を通じ、就労や自立に向けた支援を行います。
民生委員・児童委員による見守り	民生委員・児童委員(主任児童委員)による、日頃からの地域の見守り、気付きを通じて、支援を必要とする家庭に寄り添いながら、相談や助言などの支援を行います。
こども食堂(再掲)	こどもが食事をとりながら安心して過ごせる場である「こども食堂」の活動が広く知られるよう、周知に努めます。

(3)障害のある子ども等への支援

発達に気がかりのある子どもや障害のある子どもが生き生きと自分らしく生活を送るためには、成長・発達の様子や障害の状態などを早期に確認し、適切なサポートを受けながら子育てすることが重要です。

子どもの成長過程に合わせて適切な支援が受けられるよう、保健、福祉、教育などの関係機関と連携し、事業を推進します。

主な施策・事業	内容
発達に関する相談・支援体制の充実	乳幼児健診等において、発達に気がかりのある子どもや育児困難を抱える保護者を早期に発見し、専門職種による相談会や「ことばの教室」の紹介、子育て支援コーディネーターや臨床心理士が保育所等を巡回し、適切な支援につながるような助言の実施等の支援を行います。 また、教育委員会が開催する「にこにこ相談会」では、就学、学習についての相談に対応しています。関係機関と連携しながら、子どもの年代に応じた支援体制の充実に努めます。
障害児・医療的ケア児への支援	障害のある、あるいは医療的なケアを必要とする子どもとその家族が、今後も地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育部門と連携を取りながら、療育訓練への実施支援と指導相談への後方支援に取り組みます。 また、集団保育が可能である等の要件を満たす医療的ケア児等や障害のある子どもについては、医療機関や保護者との連携を密にし、看護師等の必要な人材の確保や施設の環境整備を行い、個々の状況に応じた安全な医療的ケアや保育の提供に努めます。
障害児福祉サービスの充実	専門機関との連携を強化し、支援が必要な子どもへの障害福祉サービスの提供を促進します。障害福祉サービスの利用児童一人ひとりのニーズに応じた継続的な相談支援を行っていくよう、相談支援事業所でのサービス利用計画の作成について支援します。
スタディ・メイト配置の充実	学習障害等のある子どもや、身体的に生活支援が必要な子どものために、スタディ・メイトを配置します。
早期支援コーディネーターの配置(再掲)	早期支援コーディネーターを配置し、保育所等の巡回により、支援を必要とする子どもの早期からの把握に努めるとともに、保護者・学校・在籍園とのかけ橋となり、就学に向けた支援を行います。

(4)困難を抱えた子どもと家庭への支援【新】

児童虐待や、貧困、障害のほかにも、子どもは様々な困難を抱えているおそれがあり、多職種の専門職の連携のもと、多様な知識やノウハウを活用し対応していく必要があります。例えば、ヤングケアラーは、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい問題となっています。

子ども家庭センターや学校、子ども園等の子どもに係る機関では、子どもとその家庭に寄り添い、相談を受けた場合は、円滑に適切な専門機関と連携することにより、早期対応ができるよう努めていきます。

主な施策・事業	内容
ひきこもり等に対する支援	ひきこもりや不登校など、社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者に対し、厚生センターや「富山県子ども・若者総合相談センター」などの関係機関と連携し支援を行います。
ヤングケアラーに関する理解・啓発及び支援	ヤングケアラーに対する理解・認知度向上や相談窓口の周知のため、子どもや保護者、地域に向け、啓発活動を行います。 また、地域や関係機関から、ヤングケアラーの疑いのある子どもの情報提供があった場合には、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。
自殺予防教育の推進	児童生徒に対し、様々な困難や問題に直面した際に対処する方法を学ぶ「SOS の出し方に関する教育」などを実施し、ひとりで困りごとを抱え込むことがないよう支援します。
子ども家庭センターの機能の充実（再掲）	母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する子ども家庭センターにおいて、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への対応まで、切れ目なく、漏れなく相談支援を実施します。また、子ども家庭センターを拠点として、妊娠期から出産、子育て期までを一貫して、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラーに対し、訪問支援員を派遣し支援を行う事業の実施を目指します。
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	学校や子どもが抱える様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の知見を活用し、子どもに寄り添った対応に努めます。
子どもと親の相談員の配置	子どもと親の相談員を配置し、不安・悩みを聞くことで、子どもや親が心のゆとりを持てるよう、相談支援を行います。

主な施策・事業	内容
「富山県子ども・若者総合相談センター」等との連携支援	悩みや不安を誰にどう相談してよいか分からず、ひとりで抱え込み孤立しているような子どもや若者が、本人のニーズに合わせた適切な支援につながるよう、「富山県子ども・若者総合相談センター」や「若者サポートステーション」などの若者支援機関と連携支援を行います。

■成果目標■

指 標	現状(R5年)	計画目標(R11年)
養育支援訪問事業利用者数 (延べ訪問件数)	12件	12件
こどもの学習支援事業(ひとり親・低所得世帯) 利用者数(延べ人数)	328人	330人
「自分のことが好き」と感じている割合	64.2% (18～29歳)	70%

SDGsの推進について

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、健康と福祉、平和など17のゴールを掲げ、2030(令和12)年の目標達成に向けて国際社会全体で取り組んでいます。

小矢部市子ども計画は、SDGsの17目標のうち、子どもと子育てに関する課題の解決に資するものとなっています。

SDGsの 17 目標



第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市町村は教育・保育を提供するにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を定めることとしています。

本市では、第1期計画小矢市子ども・子育て支援事業計画より、教育・保育の提供区域について、市全域を1つの区域と定めています。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域(小矢部市全域)とします。

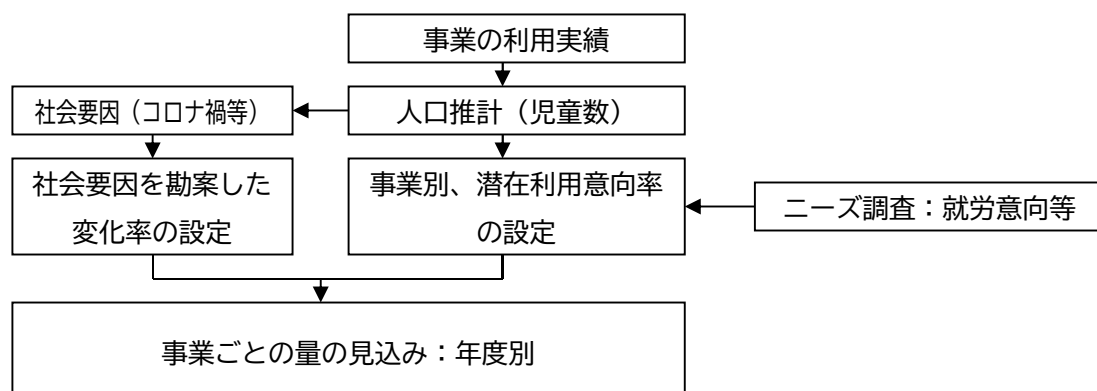
2 推計の手順

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「量の見込み」算出等の手引きの考え方をもとに、独自の手法で算出しています。国の示す方法は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本市の実情を鑑みた手法をとりました。

主な手順は以下のとおりです。

- ・事業の利用実績を基準とします。
- ・各年度の人口を推計します。
- ・ニーズ調査結果から、就労意向等の潜在利用意向率を設定します。
- ・直近の利用実績が、明らかにコロナ禍等の社会要因の影響を受けている場合、それを勘案した変化率を設定します。

【本計画における量の見込みの算出手順】



3 こどもの人口の見通し

計画期間におけるこどもの人口は、過去5年(令和2年～6年)の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法により推計を行いました。

※コーホート変化率法

コーホートごとに、過去における実績人口の動勢から「出生率」「人口移動率」を算定し、それに基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。

0～11 歳のこどもの人口の推計

(単位:人)

区分	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0 歳	140	144	140	138	134	132
1 歳	157	143	147	143	141	137
2 歳	154	159	145	149	145	143
3 歳	157	153	158	144	148	144
4 歳	162	158	154	159	145	149
5 歳	192	162	159	154	159	145
6 歳	170	189	160	156	152	157
7 歳	174	170	189	160	156	152
8 歳	206	174	170	189	160	156
9 歳	194	205	173	169	188	159
10 歳	194	193	203	172	168	187
11 歳	205	196	195	204	173	169
合計	2,105	2,046	1,993	1,937	1,869	1,830

出典(実績値):住民基本台帳(令和6年4月1日)

※推計値は4月1日時点のもの

4 幼児教育・保育の見込量及び確保方策

(1)市内の保育所・認定こども園の現状

保育所は、保護者の就労や親族の介護等により家庭で保育ができない保護者に代わって保育を提供する施設です。認定こども園は幼保連携型のこども園として、幼稚園(学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できる)と保育所の機能を併せ持った施設です。

令和6年4月1日現在で、本市の保育所は2か所、認定こども園は6か所あり、総定員数は950人となっています。

(各年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3歳以上で教育を希望)	①園児数	40人	35人	43人	41人	35人
	②定員数	93人	95人	95人	95人	100人
2号認定 (3歳以上で保育を希望)	①園児数	529人	519人	495人	479人	471人
	②定員数	595人	555人	510人	502人	492人
3号認定 (3歳未満)	①園児数	309人	288人	289人	286人	299人
	②定員数	380人	340人	345人	353人	358人
①園児数の計		878人	842人	827人	806人	805人
②定員数の計		1,068人	990人	950人	950人	950人

(2)量の見込みと確保方策

市内に居住するこどもの利用者数は、次の認定区分や年齢区分ごとに量の見込みを設定します。量の見込みに対する確保方策(確保の内容)としては、いずれの年齢の利用者も減少が見込まれるため、現状の提供体制を基本とします。

認定区分について

①1号認定

対象:こどもが3歳以上の専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭

利用施設:幼稚園及び認定こども園

②2号認定

対象:こどもが3歳以上の共働き家庭等

利用施設:保育所(園)及び認定こども園等

③3号認定(0～2歳)

対象:こどもが0～2歳の共働き家庭等

利用施設:保育所(園)及び認定こども園、地域型保育等

(単位:人)

区分	令和7年度					合計
	3～5歳		2歳	1歳	0歳	
	1号認定	2号認定	3号認定			
こどもの数	473		159	143	144	919
①量の見込み (必要利用定員総数)	38	430	153	133	18	772
②確保の内容 (保育所＋認定こども園)	570		156	143	51	920

区分	令和8年度					
	3～5歳		2歳	1歳	0歳	合計
	1号認定	2号認定	3号認定			
こどもの数	471		145	147	140	903
①量の見込み (必要利用定員総数)	34	431	139	137	18	759
②確保の内容 (保育所＋認定こども園)	560		156	143	51	910

区分	令和9年度					
	3～5歳		2歳	1歳	0歳	合計
	1号認定	2号認定	3号認定			
こどもの数	457		149	143	138	887
①量の見込み (必要利用定員総数)	30	422	143	133	18	746
②確保の内容 (保育所＋認定こども園)	540		156	143	51	890

区分	令和 10 年度					
	3～5歳		2歳	1歳	0歳	合計
	1号認定	2号認定	3号認定			
こどもの数	452		145	141	134	872
①量の見込み (必要利用定員総数)	26	421	139	131	17	734
②確保の内容 (保育所＋認定こども園)	530		150	140	50	870

区分	令和 11 年度					
	3～5歳		2歳	1歳	0歳	合計
	1号認定	2号認定	3号認定			
こどもの数	438		143	137	132	850
①量の見込み (必要利用定員総数)	22	411	137	127	17	714
②確保の内容 (保育所＋認定こども園)	510		150	140	50	850

5 地域子ども・子育て支援事業等の見込量及び確保方策

(1)利用者支援事業

《事業の概要》

こどもやその保護者の身近な場所で、相談に応じ、子育て等について必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。事業類型は、子育て支援事業や保育所(園)等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、待機児童の解消等を図るため保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する「特定型」、母子保健と児童福祉の専門職が連携し、妊娠・出産・子育て及び虐待への対応に関する様々な相談に応じ、支援プランの策定等により切れ目なく支援する「こども家庭センター型」の3つがあります。また、「地域子育て相談機関」はすべての妊産婦及びこどもとその家庭にとって敷居の低い身近なところで気軽に相談できる場所として整備が求められている事業です。

《今後の方針・確保方策》

本市では、現在こども家庭課内に、「基本型」、「こども家庭センター型」の2機能を併せて設置しています。「基本型」では、保育コンシェルジュや子育て支援コーディネーターが、相談内容に応じた子育て支援サービス等の情報提供や助言を行うとともに、サービス利用に向け関係機関との連絡調整を行っています。今後は、子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関として、子育て支援センターに「地域子育て相談機関」を設置し、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やせるよう努めます。また、「こども家庭センター型」では、保健師や児童福祉の専門職が連携し、個々の家庭に応じた切れ目ない伴走型の支援を行います。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置か所数 ※1 (利用者支援事業)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所 ※2
年間相談件数	636 件	683 件	1,105 件	964 件	1,000 件

※令和6年度は見込み。

※1 こども家庭課内に2機能を併せて設置。 ※2 令和6年度から、「こども家庭センター型」として実施。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	設置か所数 ※ (利用者支援事業)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保 方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	年間相談件数	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件

※こども家庭課内に2機能を併せて設置。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	設置か所数 (地域子育て相談機関)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② 確保 方策	地域子育て相談 機関	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

《事業の概要》

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間外において、認定こども園、保育所等にて、保育を実施する事業です。

《今後の方針・確保方策》

保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業 (年間利用実人数)	392 人	338 人	397 人	358 人	350 人
土曜保育事業 (年間利用実人数)	123 人	165 人	145 人	113 人	120 人
休日保育事業 (年間利用実人数)	40 人	38 人	36 人	32 人	40 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用実人数)	延長保育事業	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人
	土曜保育事業	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	休日保育事業	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②確保方策	延長保育事業	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人
	土曜保育事業	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	休日保育事業	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

※量の見込み算出方法:過去の利用実績に基づき算出。

(3)子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において、一定の期間、必要な養育・保護を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

県内でも、子育て短期支援事業に対応できる施設は限られていますが、養育が困難な保護者のことを一時的に預かり、安全に保育できるよう、事業の実施を検討していきます。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人
②確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

※量の見込み算出方法:国の手引きに基づき算出。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師等が訪問する事業です。訪問の際に育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

《今後の方針・確保方策》

育児に不安をもつ産婦への支援が一層必要になっていることから、乳児のいる全家庭に対し、早期の状況把握に努め、子育て中の保護者が孤立しないよう支援します。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問人数(乳児数)	132人	114人	130人	110人	140人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間訪問人数(乳児数))	144人	140人	138人	134人	132人
②確保方策	144人	140人	138人	134人	132人

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育者の育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを図る事業です。

また、要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、こどもの養育環境に課題のある家庭や、出産前からの支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

養育支援を必要とする家庭との関係性を築きながら、継続した支援を行います。また、リスクの高い家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会等を通じて、多職種連携のもと支援を行います。

《実績》

①養育支援訪問事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ対応世帯数	3 世帯	3 世帯	19 世帯	12 世帯	15 世帯

※令和6年度は見込み。

②要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	10 回	12 回	6回	12 回	12 回
代表者会議	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実務者会議	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
個別ケース検討会議	9 回	9 回	3 回	9 回	9 回

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

①養育支援訪問事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ対応世帯数)	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯
②確保方策	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯

※量の見込み算出方法:事業の実施状況に基づき算出。

②要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間開催回数/回)	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
代表者会議	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実務者会議	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
個別ケース検討会議	9 回	9 回	9 回	9 回	9 回
②確保方策	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
代表者会議	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実務者会議	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
個別ケース検討会議	9 回	9 回	9 回	9 回	9 回

(6)地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

地域において、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を提供し、親子でできる講座や教室を開催するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育て中の保護者の孤独感や不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とした事業です。

《今後の方針・確保方策》

本市では現在、地域子育て支援拠点として、子育て支援センターを7か所設置しています。そのうち2か所のセンターにて、土曜日の開設を実施しています。今後、児童数の減少により利用者数の減少が見込まれますが、こどもの健やかな育ちと保護者を支援するため、現状の体制を基本として、引き続き事業を推進していきます。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
年間延べ利用人数	7,710 人	7,206 人	8,605 人	13,614 人	13,560 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	13,420 人	13,280 人	13,150 人	13,020 人	12,890 人
② 確保 方策	設置か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
	年間延べ利用人数	13,420 人	13,280 人	13,150 人	13,020 人

※量の見込み算出方法：ニーズ調査結果に基づき算出。

(7)一時預かり事業

《事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未就園児等について、主として昼間に認定こども園等において、一時的に預かる事業です。

《今後の方針・確保方策》

現在の体制を基本として、不定期的な需要への対応とサービスの質の向上に努めます。また、令和8年度以降は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)との事業のあり方を整理し、引き続き事業を推進します。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり利用者数 (年間延べ利用人数)	311 人	373 人	280 人	388 人	250 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	239 人	234 人	231 人	227 人	221 人
②確保方策	239 人	234 人	231 人	227 人	221 人

※量の見込み算出方法:利用実績に基づき算出。

《富山型デイサービス事業における一時預かり事業》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり利用者数 (年間延べ利用人数)	259 人	175 人	61 人	132 人	63 人
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	64 人	64 人	64 人	64 人	64 人

※小学生の利用者を含む。

※令和6年度は見込み。

※量の見込み算出方法:利用実績に基づき算出。

(8)病児保育事業(病児・病後児保育事業)

《事業の概要》

病気または回復期にあるこどもを、一時的に預ける必要がある場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

《今後の方針・確保方策》

本市では現在、市内の病院 1 か所にて、病児・病後児保育事業が運営されております。保護者が病気又は回復期にあるこどもを安心して預けられるよう、現在の体制を基本として、引き続き事業を推進していきます。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	2 か所	2 か所	1 か所	1 か所	1 か所
年間延べ利用人数	111 人	119 人	137 人	132 人	150 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		146 人	142 人	138 人	134 人	131 人
② 確保 方策	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保量	146 人	142 人	138 人	134 人	131 人

※量の見込み算出方法:過去の利用実績に基づき算出。

(9)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

《事業の概要》

乳幼児や小学生等の児童の預かり等、子育ての援助を受けたい利用会員と、子育ての援助を行う協力会員が登録する会員組織で、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

本事業は、ファミリー・サポート・センター事業として小矢部市社会福祉協議会に委託し実施しています。今後も、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、協力会員の確保に努めます。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	357 人	32 人	124 人	104 人	48 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	100人	100人	100人	100人	100人
②確保方策	100人	100人	100人	100人	100人

※量の見込み算出方法:過去の利用実績に基づき算出。

(10)妊婦健康診査事業

《事業の概要》

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。妊婦一般健康診査費用について、妊娠 40 週までの健診として 14 回分までの費用(県外医療機関においては一部)を助成しています。

《今後の方針・確保方策》

胎児と妊婦の健康の保持及び増進を図るためにも、妊娠中の適切な時期に健康診査が受けられるよう、妊娠届出時の面接等において、妊婦健診の必要性や重要性を伝え、健診受診率の向上を目指します。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間受診対象者数	141人	149人	167人	127人	150人
受診回数(延べ数)	1,765回	1,783回	1,889回	1,566回	1,800回

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間受診対象者数)	140人	138人	134人	132人	130人
② 確保 方策	年間受診対象者数	140人	138人	132人	130人
	受診回数(延べ数)	1,708回	1,684回	1,635回	1,586回

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

(11)実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育を受けた場合にかかる日用品や文房具等の必要な物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

《今後の方針・確保方策》

現在、本市では未実施です。国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

(12)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

待機児童の解消やこども・子育て支援新制度の円滑な施行等のため、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

《今後の方針・確保方策》

現在、本市では未実施です。国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

(13)妊婦等包括相談支援事業【新規】

《事業の概要》

こども家庭センターを中心として、妊娠期から面談により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を伴走的に行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

妊娠届出時の面談や、妊娠8か月アンケート、産後の新生児訪問などでの面談を通じて、妊婦とその配偶者等に対し、母子保健や子育てに関する情報の提供や支援を行い、必要な支援につなぐ、伴走型相談支援を行うため、関係機関との連携による相談支援体制の確保を図ります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ対応人数)	420 人	414 人	402 人	396 人	390 人
②確保方策	420 人	414 人	402 人	396 人	390 人

※量の見込み算出方法：国の手引きに基づき算出。

(14)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

《事業の概要》

満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度として、令和8年度から全国一律で実施が予定されている事業です。

《今後の方針・確保方策》

国の方針に基づき、本市においても、令和8年度の実施に向けて体制を整備します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	8人	8人	8人	8人
②確保方策	—	8人	8人	8人	8人

※量の見込み算出方法:国の手引きに基づき算出。

(15)産後ケア事業【新規】

《事業の概要》

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するため、産後の母子等に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が、地域において健やかな子育てができるよう支援する事業です。

《今後の方針・確保方策》

産後ケア事業は現在、訪問型3か所、デイサービス型1か所で開催しています。核家族化に伴って、利用ニーズも高まっていることから、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	5 人	10 人	10 人	45 人	140 人
訪問型	5 人	10 人	10 人	15 人	20 人
デイサービス型	—	—	—	30 人	120 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
訪問型	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
デイサービス型	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
②確保方策 (年間延べ利用人数)	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
訪問型	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
デイサービス型	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人

※量の見込み算出方法：過去の利用実績に基づき算出。

(16)子育て世帯訪問支援事業【新規】

《事業の概要》

家事・子育て等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事・子育て等の支援を実施することで、負担感の軽減や家庭の養育環境を整備し、潜在的な虐待リスクの軽減化及び安定したこどもの育ちを確保する事業です。

《今後の方針・確保方策》

支援が必要な家庭に対し、サポートプランに基づき、家事・子育て等の支援ができるよう、事業の実施に向け検討します。

(17)児童育成支援拠点事業【新規】

《事業の概要》

養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所がないこどもが安心して過ごせる環境を整備し、食事の提供や相談など、個別の状況に応じた支援の提供を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

(18)親子関係形成事業【新規】

《事業の概要》

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

国や県の動向、情勢等を見据えながら、事業の実施について検討を行います。

6 放課後児童対策の推進

(1)国の動向

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を推し進めてきました。

放課後児童対策においては、すべてのこどもが放課後を安全・安心にかつ、様々な体験・活動を行うことができる場所の拡充が大きな課題です。

このことを踏まえ、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策のより一層の強化のため、令和5～6年度に集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」(以下パッケージという)を取りまとめ、取組を進めてきました。

(2)本市の方針

本市においても、パッケージに基づく両省庁の対策と併せ、継続的かつ計画的な取組を推進していくため、次のように事業の推進を図ります。

①放課後児童クラブ

《事業の概要》

保護者が就労等により昼間家庭にいないなど、適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

本市では、現在、小学校6年生までを対象に市内 10 か所(公立7か所、私立3か所)で実施しています。小学生の放課後の居場所の確保の観点からも、需要に応じた実施体制の確保に努めます。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	340 人	329 人	395 人	380 人	384 人

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数)		382 人	373 人	365 人	355 人	347 人
	1年生	115 人	114 人	113 人	112 人	111 人
	2年生	104 人	102 人	100 人	98 人	96 人
	3年生	80 人	77 人	74 人	71 人	68 人
	4年生	58 人	56 人	54 人	52 人	50 人
	5年生	18 人	17 人	17 人	16 人	16 人
	6年生	7 人	7 人	7 人	6 人	6 人
②確保方策		382 人	373 人	365 人	355 人	347 人

※量の見込み算出方法：過去の利用実績に基づき算出。

②放課後子供教室

《事業の概要》

学校や地域と連携しながら、学校施設などを利用して、放課後子供教室従事者の見守りの中で自由に遊べる「遊びの場」、学習アドバイザーから宿題などを教えてもらえる「学びの場」、地域の方々との交流によりいろいろな事を体験できる「体験・交流の場」などによる地域による安全で安心なこどもたちの居場所を提供する事業です。

《今後の方針・確保方策》

学校や地域と連携しながら、「遊びの場」、「学びの場」、「体験・交流の場」を提供するとともに、こども自身の意見も聞きながら、「こどもまんなか」の居場所づくりを推進します。

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催延べ日数	357 日	290 日	443 日	434 日	421 日
参加率	43.6%	43.5%	52.9%	49.1%	51.1%
開催箇所数	11 か所	11 か所	12 か所	11 か所	11 か所

※令和6年度は見込み。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	開催延べ日数	436 日	443 日	448 日	446 日	461 日
	参加率	50%	50%	50%	50%	50%
	開催箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
②確保方策	開催延べ日数	436 日	443 日	448 日	446 日	461 日
	参加率	50%	50%	50%	50%	50%
	開催箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所

※量の見込み算出方法：人口推計、コロナ禍前の令和元年度の水準を勘案して算出。

③放課後児童クラブ及び放課後子供教室の「連携型」の推進

令和6年度現在、全放課後児童クラブの10クラブと、それぞれの放課後児童クラブの同一小学校区内で実施されている放課後子供教室が連携しており、どの児童も各放課後子供教室に参加することができる「連携型」として実施しています。令和7年度以降も引き続き、10クラブと各放課後子供教室が連携していきます。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の「校内交流型」の推進

令和6年度現在、同一小学校内で放課後子供教室を実施している放課後児童クラブの数は、7クラブあります。そのすべての放課後児童クラブが校内交流型として放課後子供教室と連携しています。令和7年度以降も引き続き、7クラブで「校内交流型」の連携を実施していきます。

⑤「連携型」「校内交流型」の推進にかかる具体的な方策の協議

放課後児童クラブと放課後子供教室の指導員及びスタッフ並びに教育委員会及び関係部署で、課題の情報共有や連携方法を協議します。

⑥学校施設の活用に関する具体的な方策

学校施設の活用については、必要に応じて学校関係部署と連携しながら、積極的な利用促進について連携、協力をしていきます。放課後子供教室の実施にあたり、学校との連携を図り、放課後の学校施設の一時利用を協議します。

⑦庁内連携方策、その他特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応、事業の質の向上に関する具体的な方策

放課後児童クラブ、放課後子供教室及び学校教育の各所管課で、情報交換等を行い、問題があれば双方で解決策を協議します。

⑧特別な配慮を要するこどもの放課後の居場所づくり

放課後児童クラブにおいては、障害など特別な配慮を必要とする児童の利用については、職員の加配などを行い、適切な育成支援ができるよう努めます。

放課後子供教室事業の実施者においては、発達に心配のある児童や様々な困難を抱える児童等、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう適切な対応に努めます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

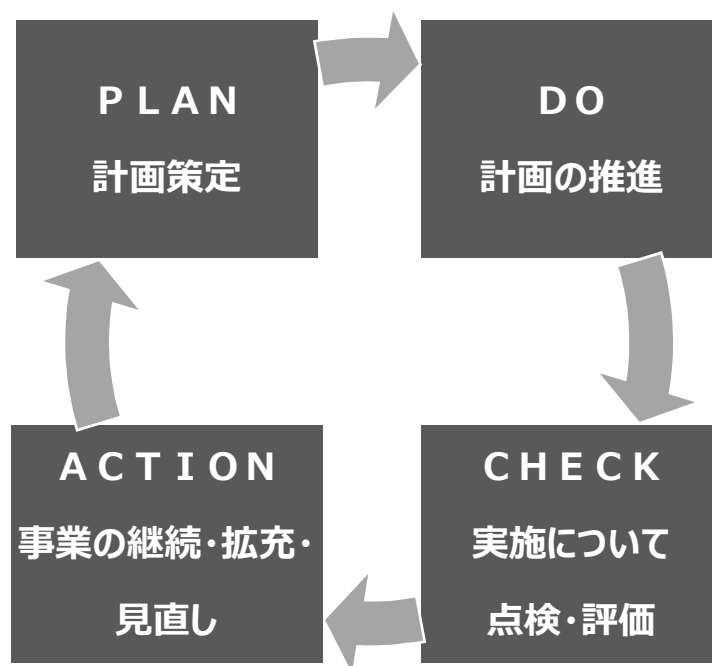
こどもの思いや健やかな育ちを尊重し、こども・子育て家庭を社会として支援するためには、市民、保育所、認定こども園、学校、医療機関、その他子育てに関わる関係機関などと行政の連携するネットワークが充実していることが重要です。

したがって、本計画の推進にあたっては、家庭・地域・事業所・行政がこどもの権利擁護や健やかな育ち、健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。

2 進捗管理・評価方法

計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度「小矢部市こども施策審議会」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

計画の進捗状況については、計画に基づく取組や施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、「小矢部市こども施策審議会」において、管理・評価を行います。また、管理・評価をふまえて取組や施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。



1 小矢部市こども施策審議会

令和6年9月に、「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」をより上位の「市町村こども計画」として策定するため、小矢部市附属機関条例を一部改正し、「小矢部市子ども・子育て支援審議会」の名称を「小矢部市こども施策審議会」と変更した。

○小矢部市附属機関条例(抄)

平成 28 年3月 24 日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月 24 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	所掌事務	委員の定数
小矢部市こども施策審議会	(1) こども基本法(令和4年法律第 77 号)第 10 条第2項に規定する市町村こども計画に関すること。 (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項に掲げる事務を処理すること。 (3) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第8条の規定に基づく次世代育成支援地域行動計画に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める子ども・子育て支援等に関すること。	25人以内

○小矢部市こども施策審議会運営規則

平成 28 年4月1日規則第 48 号

(設置)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例(平成 28 年3月 24 日小矢部市条例第6号)第3条により設置された小矢部市こども施策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体関係者
 - (3) 子ども及び子育て支援又は教育に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
 - (5) 子どもの保護者
 - (6) 公募による者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、民生部こども家庭課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月24日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 小矢部市子ども施策審議会委員名簿

(任期 令和6年2月7日～令和8年2月6日)

区 分	所属団体	氏 名	備考
子育て支援に関する活動を行う団体の代表者	小矢部市社会福祉協議会 会長	沼田 信良	委員長
子ども及び子育て支援又は教育に関する事業の従事する者	NPO 法人わくわく小矢部 副理事長	林 和宏	副委員長
学識経験者	一般社団法人小矢部市医師会 医師	今川 智之	
市民団体関係者	小矢部市自治振興会協議会 監事	中井 正人	
市民団体関係者	小矢部市商工会 副会長	府録 弘之	令和5年度
		竹森 源一	令和6年度
市民団体関係者	小矢部市男女共同参画推進連絡会 代表	岡本 茂男	令和5年度
		中村 まり子	令和6年度
市民団体関係者	小矢部市連合婦人会 会長	飛田 久子	
子ども及び子育て支援又は教育に関する事業の従事する者	小矢部市小中学校長会 監事	堀内 和直	令和5年度
		松井 真一郎	令和6年度
子ども及び子育て支援又は教育に関する事業の従事する者	小矢部市保育研究会 会長	高 瀬 文	令和5年度
		宇治山 晴恵	令和6年度
子ども及び子育て支援又は教育に関する事業の従事する者	社会福祉法人石動青葉福祉会 園長	井幡 清志	
子ども及び子育て支援又は教育に関する事業の従事する者	社会福祉法人ちいさな花の福祉会 理事長	中西 千賀子	
子育て支援に関する活動を行う団体の代表者	小矢部市民生委員児童委員協議会 理事	河原 克美	
子育て支援に関する活動を行う団体の代表者	小矢部市児童クラブ育成連絡協議会 会長	竹松 豊一	
子どもの保護者	小矢部市小中学校 PTA 連絡協議会 監事	豊 田 悟	令和5年度
		中村 達朗	令和6年度
子どもの保護者	大谷こども園保護者会 会長	守作 直樹	令和5年度
		居島 健治	令和6年度
公募委員		近藤 沙紀	
公募委員		八十島 拓也	

3 策定経過

開催日時等	協議事項等
令和6年2月7日	第1回小矢部市子ども・子育て支援審議会 ・第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画の実績について ・第3期小矢部市子ども・子育て支援事業計画について
令和6年2月8日 ～2月29日	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(こどもの貧困調査含む) 調査対象:就学前児童保護者(1,125人) 小学1～4年生保護者(766人) 小学5年生及びその保護者(203組) 中学2年生及びその保護者(202組)
令和6年7月10日 ～7月31日	小矢部市若者の意識と生活に関する調査 調査対象:18歳から29歳の小矢部市民(1,000人) 小矢部市こどもを取り巻く環境についての調査 調査対象:市内小中学校配置スクールカウンセラー等(7人)
令和6年8月28日	第2回小矢部市子ども・子育て支援審議会 ・子育て支援等に関する新たな計画の策定について ・「小矢部市子ども・子育てに関するアンケート調査報告書」について ・小矢部市こども計画 施策の体系(案)について ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について
令和6年11月27日	第3回小矢部市こども施策審議会 (令和6年9月24日「小矢部市子ども・子育て支援審議会」の名称を「小矢部市こども施策審議会」と変更。) ・小矢部市こども計画(素案)について
令和7年1月8日	第4回小矢部市こども施策審議会 ・小矢部市こども計画(案)について
令和7年2月7日 ～2月28日	パブリックコメントの実施
令和7年3月	計画の策定

4 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について

本計画の根拠法である「こども基本法」は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の考え方に基づいています。子どもの権利条約は、世界中のすべての子どもたちが持つ基本的人権（権利）を国際的に保障するために定められ、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締結しています。この条約では、18 歳未満の児童（子ども）が、守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であると位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めています。同時に、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」4つの原則

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。（第2条）

子どもの最善の利益

（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。（第3条）

生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。（第6条）

子どもの意見の尊重

（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。（第12条）

※日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」より

5 用語解説

用 語	解 説
数字・アルファベット	
NPO	Non-Profit Organization(民間非営利団体)の頭文字をとったもの。特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。
SNS	Social Networking Serviceの頭文字をとったもの。インターネット上でのメッセージや文章や写真、動画などの表現のやりとりにより、人と人との交流を広げていくサービス。
あ 行	
育児休業	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。
イクボス	職場で共に働く部下のワークライフバランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の業績の結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を日常的に受けることが必要なこども。
か 行	
家庭児童相談員	18歳未満のこどもについての子育てや家庭生活に関する悩み、虐待等に関する相談に応じる相談員。
子育て支援 コーディネーター	主に就学前までのこどもがいる子育て家庭を対象に、子育てに関する疑問や悩み、困りごとについての相談に応じ、子育てに関する情報の提供や適切な機関や専門家等につながるよう支援を行う。
こども家庭 センター	母子保健と児童福祉の両部門の機能を有し、虐待への予防的な対応から児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、支援を要するこども・妊産婦等への個々の家庭の状況に合わせた切れ目のない相談対応などを行う機関。
子ども・子育て 支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
こども食堂	地域でこどもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心してすごせる場を提供する取組。様々な体験、学習や多世代交流の場、地域でこどもを見守る場としても展開されている。
こどもまんなか 応援サポーター	こどもたちのために何が最もよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人・団体・企業、自治体等のこと。
さ 行	
児童虐待	保護者・養育者・そのほかこどもに関わる大人が、こどもに対して不適切な扱いをして、こどもの健全な成長や発達を妨げ、心身ともに傷つける行為のこと。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクトなどがある。
児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得、集団生活への適応のための必要な支援等を行う。

用 語	解 説
児童扶養手当	父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父又は母に重度の障害がある家庭などに対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体。
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難と思われる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度。
スクール カウンセラー	いじめや不登校等の対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される臨床心理士等の専門家。
スクールソーシャル ワーカー	いじめや不登校等の対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される社会福祉士等の専門家。スクールカウンセラーが児童・生徒のこころのケアを主な取組みとしているのに対し、スクールソーシャルワーカーは児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、課題の解決を図ることを主な取組みとしている。
た 行	
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。
地域型保育事業	市の認可を受けた小規模の保育事業のこと。0～2歳児を対象とし、①家庭的保育（定員1名以上5名以下）、②小規模保育事業（定員6人以上19人以下）、③事業所内保育事業、④居宅訪問型保育事業がある。
な 行	
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。
は 行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、脳機能の発達の偏りにより、物事の捉え方や行動のパターンに違いが生じ、そのために日常生活に支障がおこる障害の総称のこと。
不育症	妊娠をしても、2回以上の流産・死産、もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない状態のこと。
保育コンシェルジュ	就学前のこどもを持つ保護者の保育等に関する相談を受け、ニーズに合った保育サービスの情報提供や助言等を行う相談員。
放課後等 デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う。
母子・父子自立 支援員	ひとり親家庭の方を対象に、生活に関する様々な相談に対応、情報提供を行う支援員。

用 語	解 説
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。
や 行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められるこどものこと。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童(虐待を受けた児童等)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。
わ 行	
ワークライフバランス	「仕事と生活の調和」を意味し、全ての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

小矢部市こども計画

発行:小矢部市こども家庭課

〒932-0821 小矢部市鷺島 15 番地 総合保健福祉センター

電話:(0766)67-8603/FAX:(0766)67-8602